

# 串本町男女共同参画基本計画

令和2年度(2020年度)～令和11年度(2029年度)



令和2年(2020年)3月  
和歌山県串本町



はじめに

近年の少子高齢化・人口減少社会の本格化や、ライフスタイルの多様化が進む中で、誰もがお互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現は、最重要課題の一つです。



本町では、「本州最南端 感動のまち 串本」を将来像として、第2次串本町長期総合計画のもとに、町づくりひとづくりを推進しています。その総合計画では、人権尊重・男女共同参画社会の形成を基本目標としており、男女が互いに尊重し、個性と能力を十分に活かせる社会の実現と、すべての町民がこころ豊かに健康な生活をおくることができる人権尊重社会の実現への取組みを進めています。

まち・ひと・しごと創生法が施行され、若い世代の結婚・子育ての希望をかなえることやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図れる環境整備が目標に掲げられたこと、いわゆる女性活躍推進法の施行で、女性が個性と能力を十分に發揮できる社会の実現に向けた環境整備が進められていることから、男女共同参画社会の実現に向けた取組みは新たな段階に入ったと言えます。

こうしたことから、本町として、男女共同参画をより一層進めるための「意識づくり」「人材・環境づくり」「社会づくり」を目指し、女性活躍推進法での取組みを含めた「串本町男女共同参画基本計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けて取組んでまいりますので、町民の皆様をはじめ、事業者、関係諸団体のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり貴重なご意見、ご指導を賜りました串本町男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、町民アンケート調査にご協力いただいた皆様、関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

令和2年（2020年）3月

串本町長 **田嶋 勝正**

## 目次

第1章	計画の策定にあたって	2
1	男女共同参画社会とは	2
2	串本町の現状	2
3	町民アンケート	7
第2章	計画の概要	20
1	計画の目的	20
2	計画の位置づけ	20
3	計画の期間	20
4	計画の施策体系	21
第3章	施策の方向	26
I	男女共同参画を進める「意識づくり」	26
1	男女共同参画意識の浸透	26
(1)	広報、啓発活動の充実	26
(2)	相談体制の充実	27
2	男女共同参画を進める教育・学習の推進	28
(1)	学校教育の推進	28
(2)	地域における学習機会の提供	29
II	男女共同参画を進める「人材・環境づくり」	30
1	政策・方針決定の場への女性の参画促進	30
(1)	町の政策決定過程への参画拡大	30
(2)	事業所、団体の参画促進	31
2	まちづくりにおける男女共同参画の推進	31
(1)	地域活動における参画推進	31
(2)	防災分野での参画推進	32
3	職場と家庭における男女共同参画の推進	33
(1)	職場における取組みの推進	33
(2)	家庭生活での取組みの推進	33
(3)	子育て・介護支援の充実	34
(4)	家庭と仕事の両立支援	35

(5) 就業・起業支援	36
Ⅲ 誰もが安心して豊かに暮らせる「社会づくり」	37
1 あらゆる暴力の根絶	37
(1) DV防止に向けた対策の推進	37
(2) ハラスメント防止対策の強化	38
(3) 女性や子どもにとって安全な環境づくり	39
2 身体とこころの健康に関する意識・環境づくり	39
(1) 人権尊重教育の推進	39
(2) 生涯を通じての心身健康づくり	40
3 困難な状況に置かれている人々への支援	41
(1) 高齢者・障がい者等への支援	41
(2) ひとり親家庭等への支援	41
(3) マイノリティの方々への支援	42
第4章 計画推進に向けた指標	44
Ⅰ 男女共同参画を進める「意識づくり」	44
Ⅱ 男女共同参画を進める「人材・環境づくり」	44
Ⅲ 誰もが安心して豊かに暮らせる「社会づくり」	45
資料編	47
串本町男女共同参画推進懇話会委員名簿	48
串本町男女共同参画基本計画策定経過	49
男女共同参画社会基本法	50
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	54
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）	61
串本町男女共同参画推進委員会設置要綱	70
串本町男女共同参画推進懇話会設置要綱	71



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 男女共同参画社会とは

わが国において、日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、男女共同参画基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義されています。

男女共同参画は、決して仕事や家庭に専念することを否定するものではなく、男女に生理的な違いがあることを認めた上で、男だからこうすべき、女だからこうあるべきといった、性別によって固定的に役割を決めつける意識を社会全体で見直していこうとするもので、参画には参加とは違い、事業・政策などの意思決定や計画に主体的に関わり、意見を反映させるという意味があります。

国の第4次男女共同参画基本計画がめざす男女共同参画社会は、以下のとおりです。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

### 2. 串本町の現状

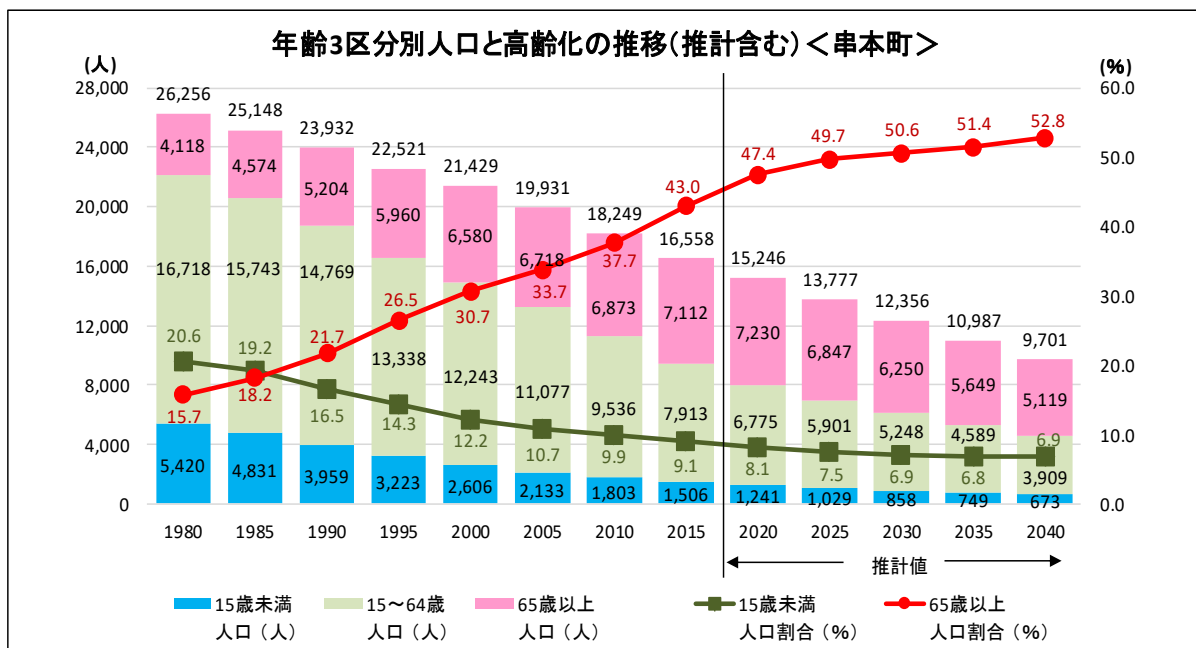
#### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

串本町の総人口は減少傾向にあり、若年層の人口流出等による少子高齢化が急速に進んでいます。国勢調査によると、旧古座町と合併して東牟婁郡串本町が発足した平成17年（2005年）の人口は19,931人でしたが、平成27年（2015年）では16,558人と3,373人減少し、特に15歳未満（年少人口）の減少が目立ちます。全国的にも人口減少と少子高齢化の進行は避けられない問題となっていますが、串本町においても高齢化率は、平成27年（2015年）には43.0%と高い割合となっています。

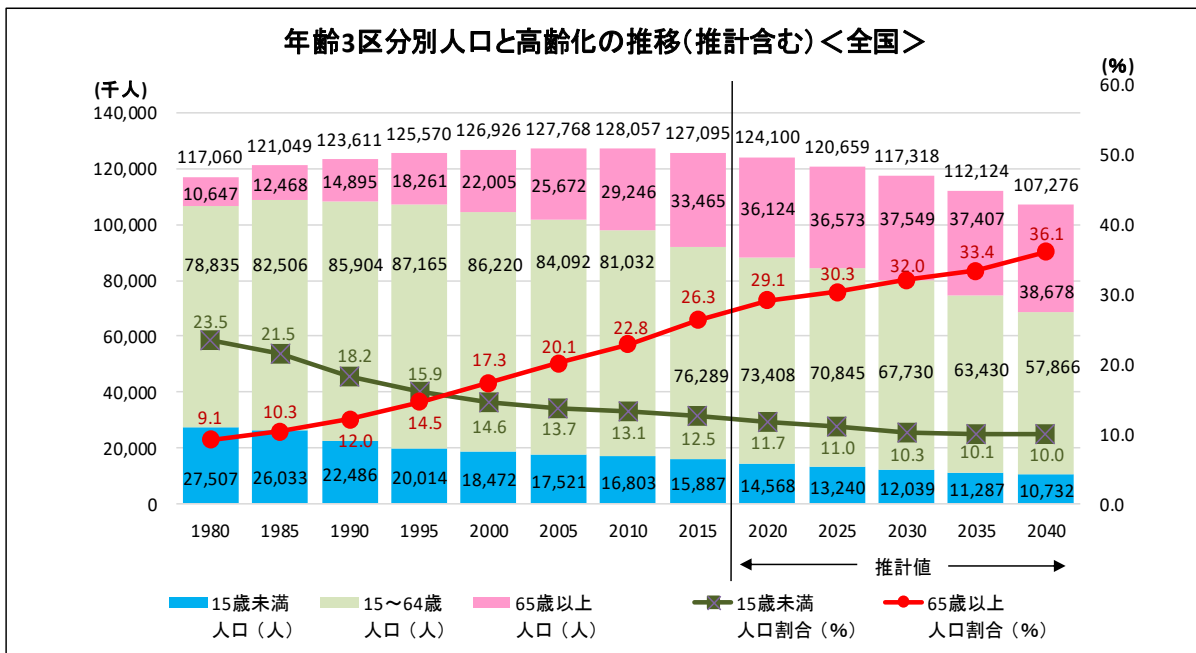
少子化は、若年層の人口流出・未婚化・晩婚化の進行や出生率の低下など様々な要因があるとされていますが、その背景には個人の価値観の多様化や子育てへの経済的負担、仕事と育児の両立に対する負担感の増加、核家族化や地域社会における子育てを取り巻く環境の変化があると考えられています。



年齢別人口においても、65歳以上の高齢者層が増加傾向にあり、15～64歳の地域や経済を支える中心層や、15歳未満の若年層は減少傾向にある中、若い世代が希望を持ち、結婚・出産・子育てできる地域社会づくりが求められており、性別や年齢等にとらわれない社会参画を進める意識づくり、環境づくりが必要とされています。



資料：総務省「国勢調査」(1980年～2015年)・地域経済分析システム(2020年以降推計)  
 ※1980年～2010年は旧古座町及び旧串本町を合算

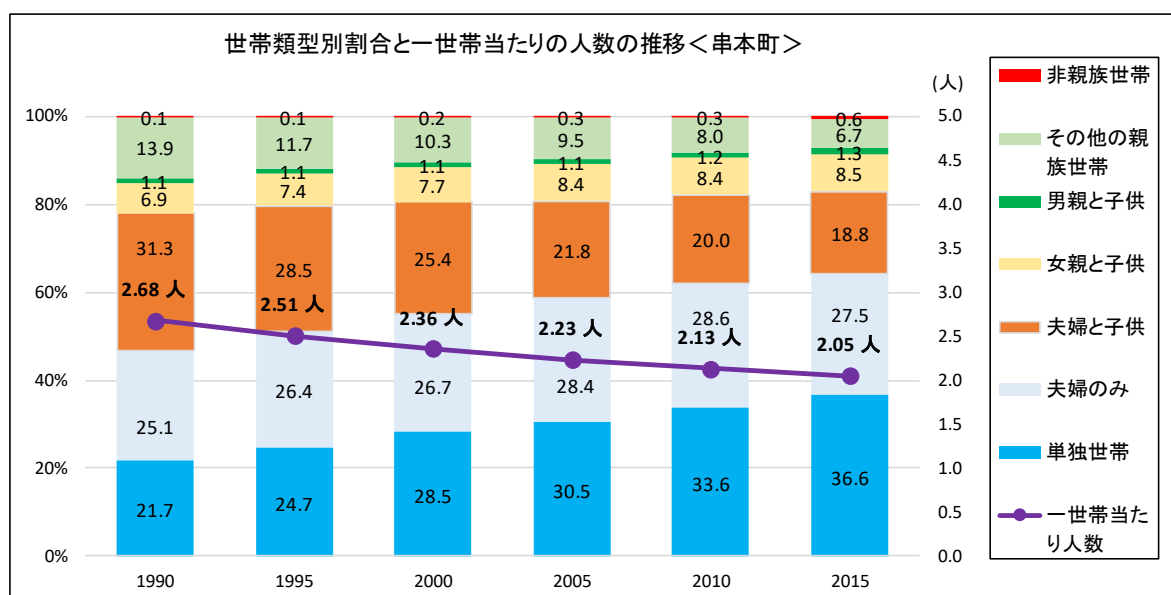


資料：総務省「国勢調査」(1980年～2015年)・地域経済分析システム(2020年以降推計)  
 ※1980年～2010年は旧古座町及び旧串本町を合算

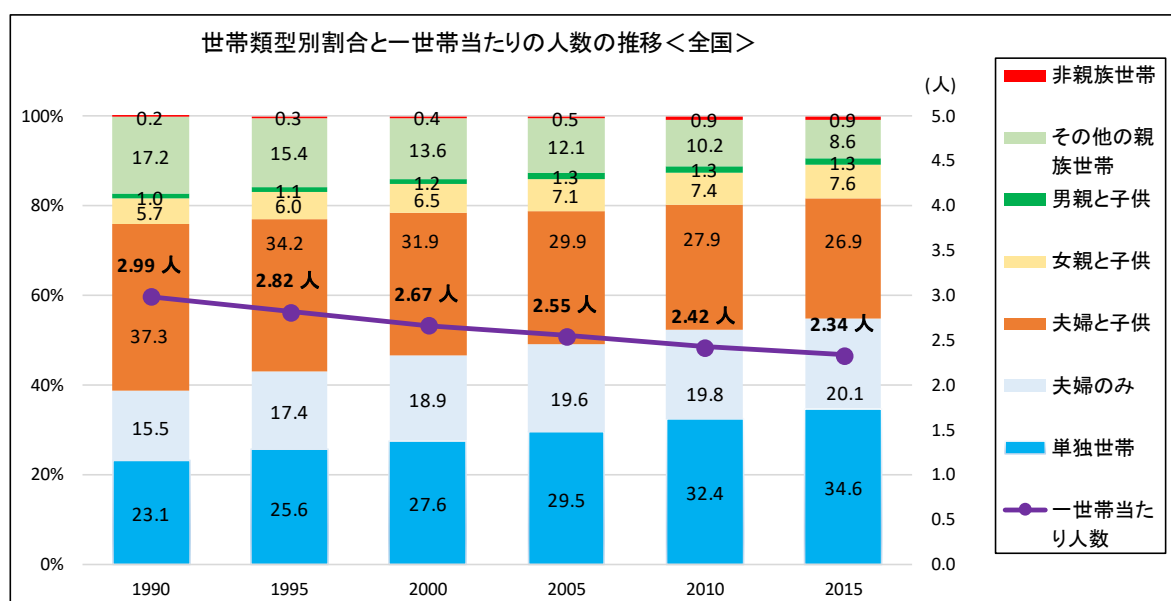
## (2) 家族形態、世帯状況の多様化

世帯構成をみると、これまで多数を占めていた夫婦と子ども世帯（多世代）が減少し、単独世帯が増加、夫婦のみ世帯が増加傾向、女性と子ども世帯が微増しています。串本町に限らず全国的に一世帯当たりの人数が減少傾向にあり、家族の規模が縮小すると同時に家族形態の多様化が進んでいます。さらに、串本町は全国と比較して夫婦と子ども世帯（多世代）は少なく、夫婦のみ世帯や女性と子ども世帯が多くみられ、より世帯規模が小さく、高齢世帯が多くなっていることがうかがえます。

これまで主に家族（多世代）によって担われてきた子育てや介護においても、家族形態や世帯状況の多様化に伴い、地域や事業所等との連携・協力を図り、社会全体で担っていくことができるような支援体制の充実が求められています。



資料：総務省「国勢調査」



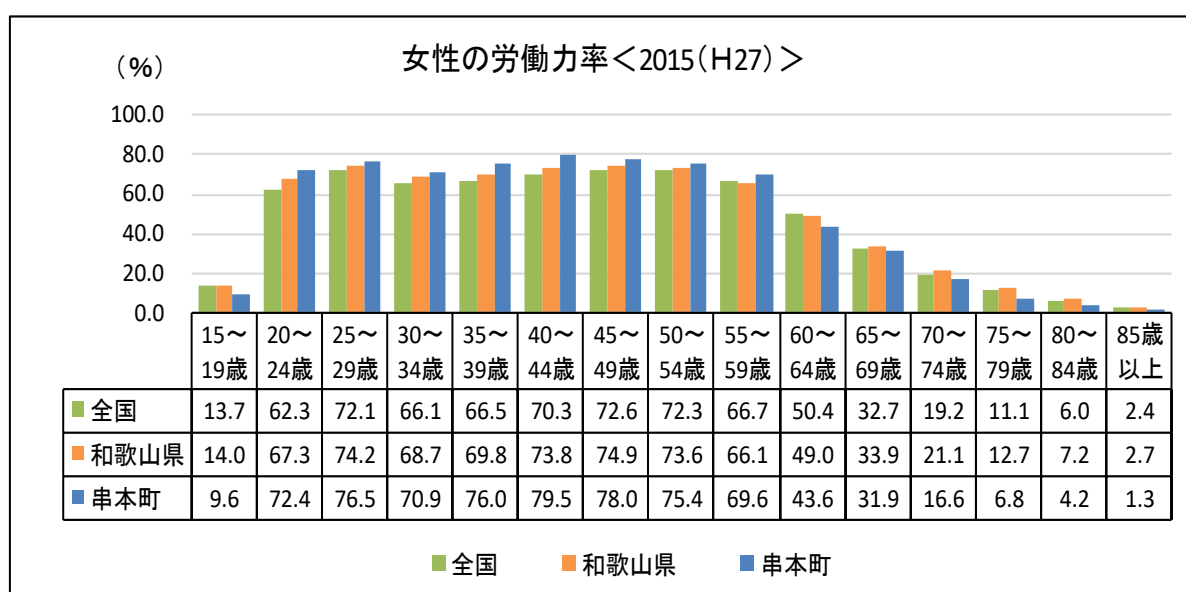
資料：総務省「国勢調査」

### (3) 雇用及び就業の状況

近年では働く女性が増え、女性の地位向上に対する意識は高まり、高学歴化や社会参画が進んできました。男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の制定など、男女が共に働きやすい労働環境をつくる法制度も整ってきましたが、現実には家事・育児・介護等は、仕事を持っていてもそのほとんどを女性が担っていることが多いです。そこで、女性の労働力率をみると、20歳代後半に一度目、40歳代前半に二度目のピークを迎える傾向がみられます。これは、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育て等が落ち着いた頃に再び就労するためと考えられます。

こうしたことから、今後はライフスタイルの多様化に伴い、年齢や性別にとらわれないワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>の実現に向けた、職場（事業所）の環境づくりや就業・起業支援等が必要とされます。

※ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和をとり、両方を充実させる働き方・生き方



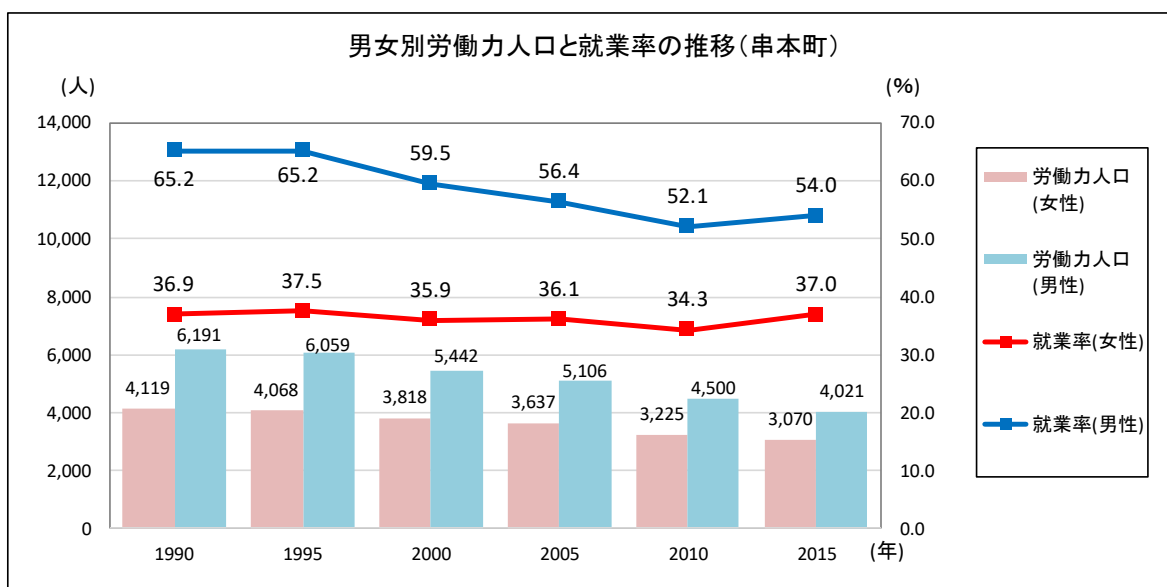
資料：総務省「国勢調査」



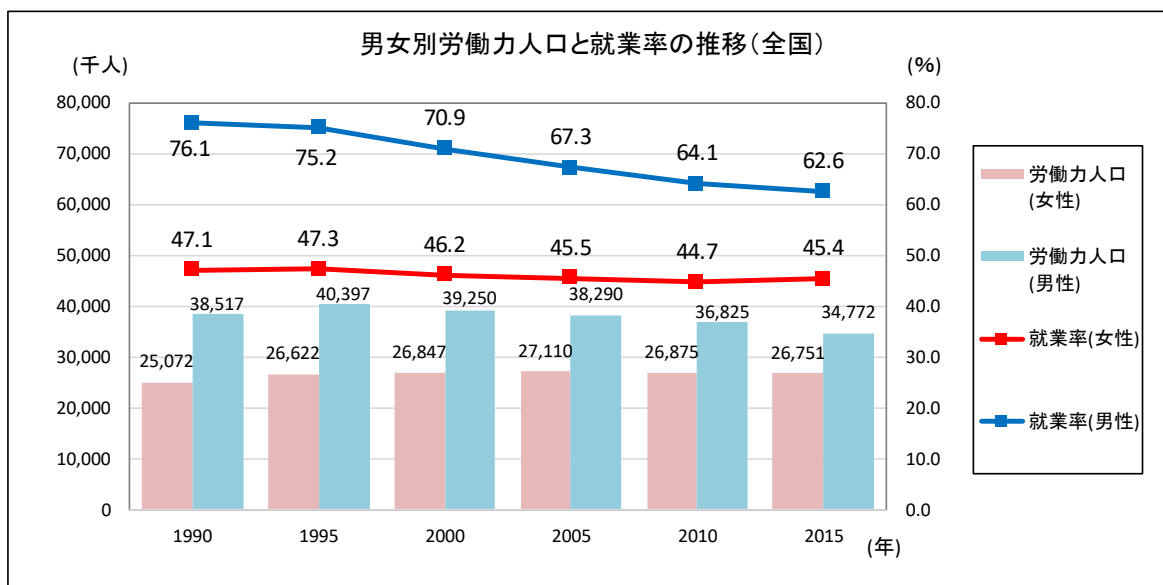
全国では男性の就業率\*が年々低下している一方、女性の就業率は横ばいとなっており、串本町においても同様の傾向がみられます。しかし、高齢化の進行により実際に就業している人が減少しており、全国と比較すると、就業率は男性 8.6 ポイント、女性 8.4 ポイント低くなっています。

また、串本町の平成 27 年（2015 年）就業率は、男性 54.0%、女性 37.0%といずれも前年を上回っていますが、これは高齢化の進行により 15 歳以上人口（就業率における分母）の減少率が全国よりも大きいことに起因していると思われます。

※就業率：15 歳以上の人口の中で、実際に働いている人の割合



資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」

### 3. 町民アンケート

本計画の策定にあたり、男女共同参画に関して町民の皆様がどのように感じているか、意識や生活についてその実態を把握する為に、満18歳以上の町民の皆様を対象にアンケート調査を実施し、幅広い意見の聴取及び調査結果の分析を行いました。

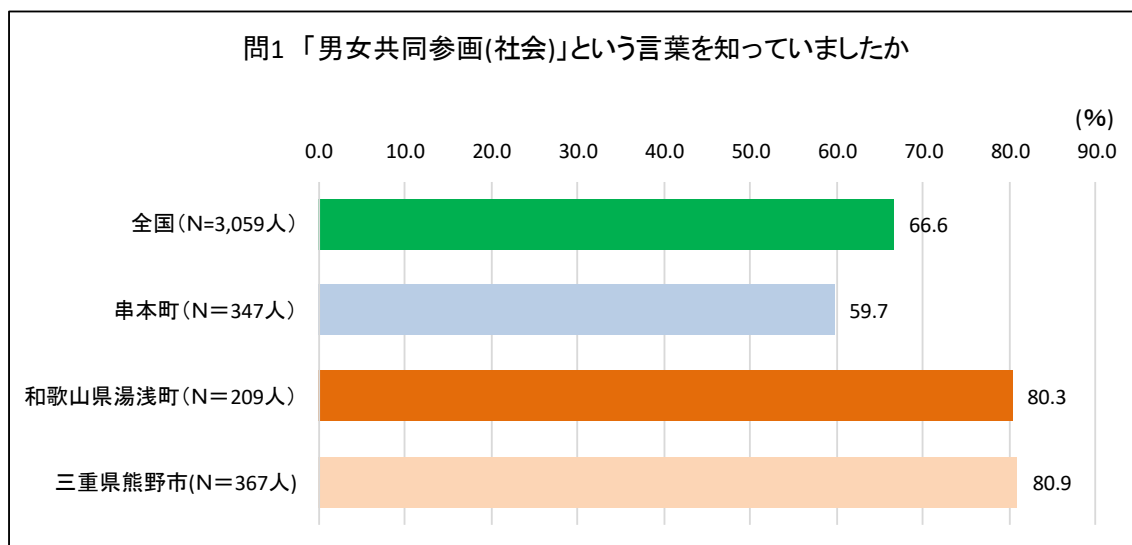
串本町男女共同参画に関するアンケート調査	
<概要>	
調査対象	串本町内に居住する18歳以上の男女1,000人
抽出方法	住民基本台帳から年代別に無作為に抽出
調査方法	郵送による回答方式
調査期間	平成30年8月9日(木)～9月20日(木)
回収率	34.7%*
※全体347人(男性162人、女性183人、性別回答なし2人)	

#### (1) 男女共同参画に関する考え方

①「男女共同参画」の言葉の周知度は、全国や近隣他地域と比較して低い

アンケート調査によると、男女共同参画という言葉を知っていた(“聞いたことがある”等含む)と答えた人の割合については、串本町では59.7%、全国(内閣府世論調査)では66.6%、比較可能な県内市町村である湯浅町では80.3%、三重県熊野市では80.9%となっています。全国及び他近隣市町村と比較して、言葉の周知度・認知度としては低い傾向がみられ、言葉及び内容について、より一層の周知啓発が必要であると思われます。

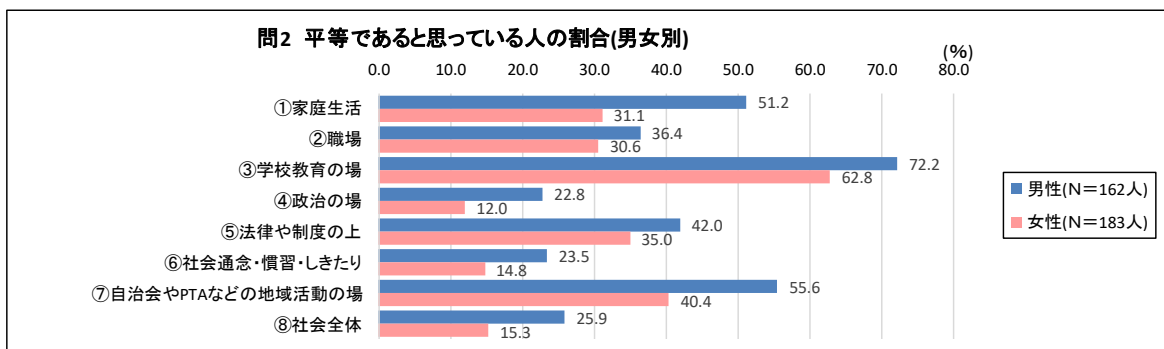
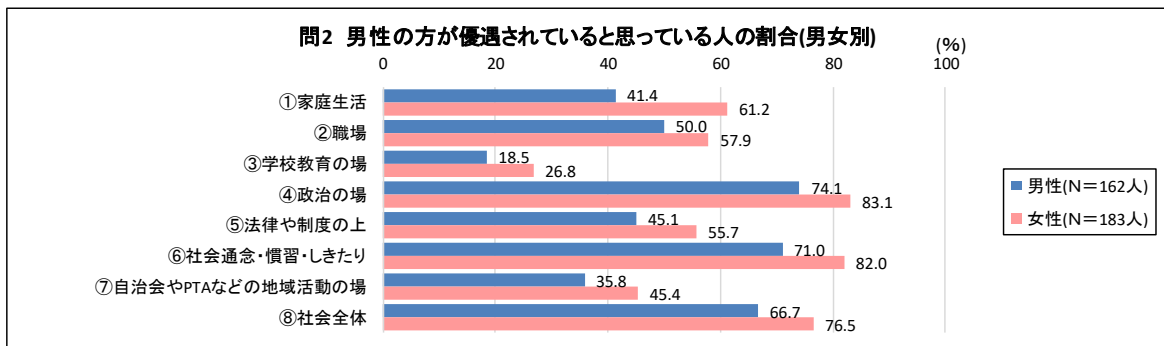
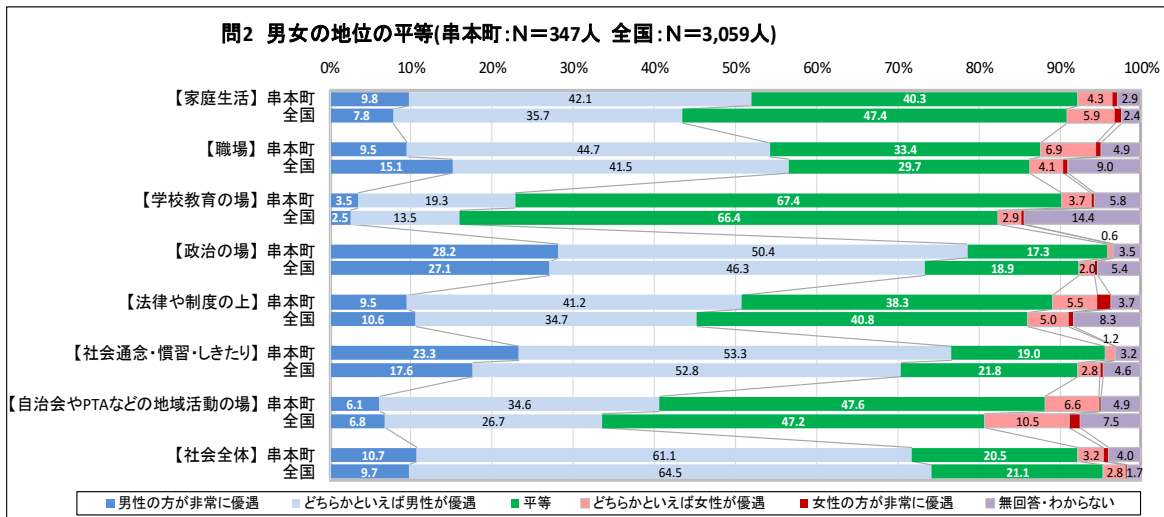
※比較可能である近隣市町村を掲載



②生活のあらゆる場面での平等感について、男女間で認識の差が存在する

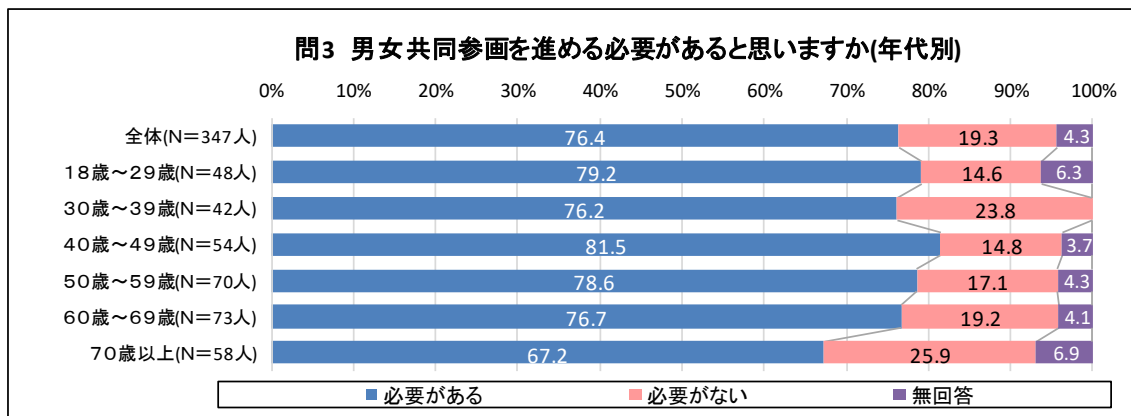
全体的に“男性の方が優遇”(“非常に優遇”及び“どちらかといえば優遇”)されていると思っている人の割合が多い傾向がみられます。

“男性の方が優遇”の割合を各項目別に全国(内閣府世論調査)と比較すると、8項目中6項目(家庭生活、学校教育の場、政治の場、法律や制度の上、社会通念・慣習・しきたり、自治会やPTAなどの地域活動の場)において、串本町は全国よりも“男性の方が優遇”の割合が上回っており、男性優位の社会であるという意識が強い傾向があり、“男性の方が優遇”の割合と“平等である”の割合を男女別に見ると、各項目とも女性は“男性の方が優遇”という意識が男性より強く、逆に男性は“平等である”という意識が女性より強く、男女間で男女の地位の平等感に対する認識の差が存在することがうかがえます。

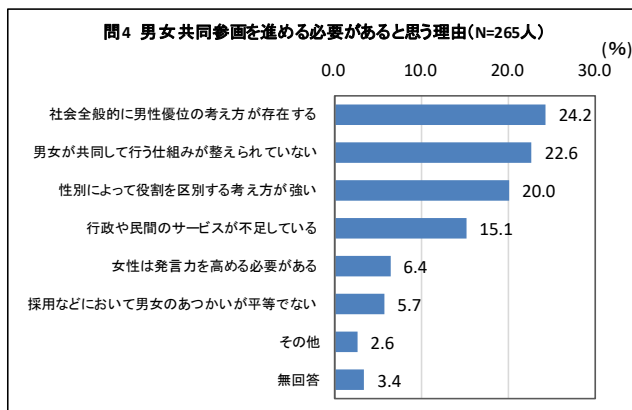


③大部分の町民が、男女共同参画を進める必要があると感じている

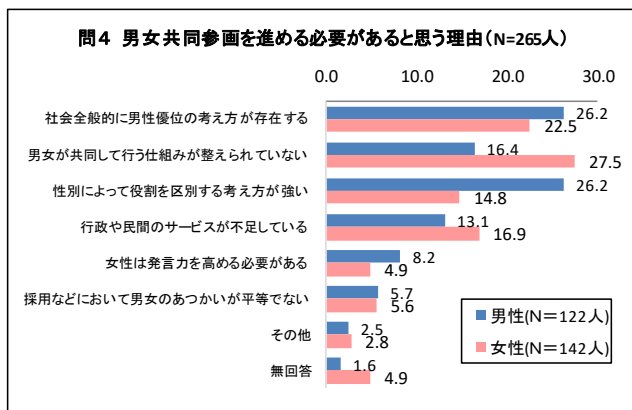
全体的に、約 8 割（76.4%）の人が男女共同参画の必要性を感じており、特に“40 歳～49 歳”いわゆる子育て世代の中核層において 81.5%と最も高い結果となっています。ただ、70 歳以上世代については 67.2%であり、他の年代と比べると、男女共同参画に対する意識が低いことがうかがえます。



④「男女共同参画」を進める理由として、「意識を変える必要性」や「社会の仕組みやサービスの充実」を挙げる声が多い



男女共同参画を進める必要があると思う理由としては、“社会全般的に男性優位の考え方が存在する”が 24.2%、“男女が共同して行う仕組みが整えられていない”が 22.6%、“性別によって役割を区別する考え方が強い”が 20.0% となっています。

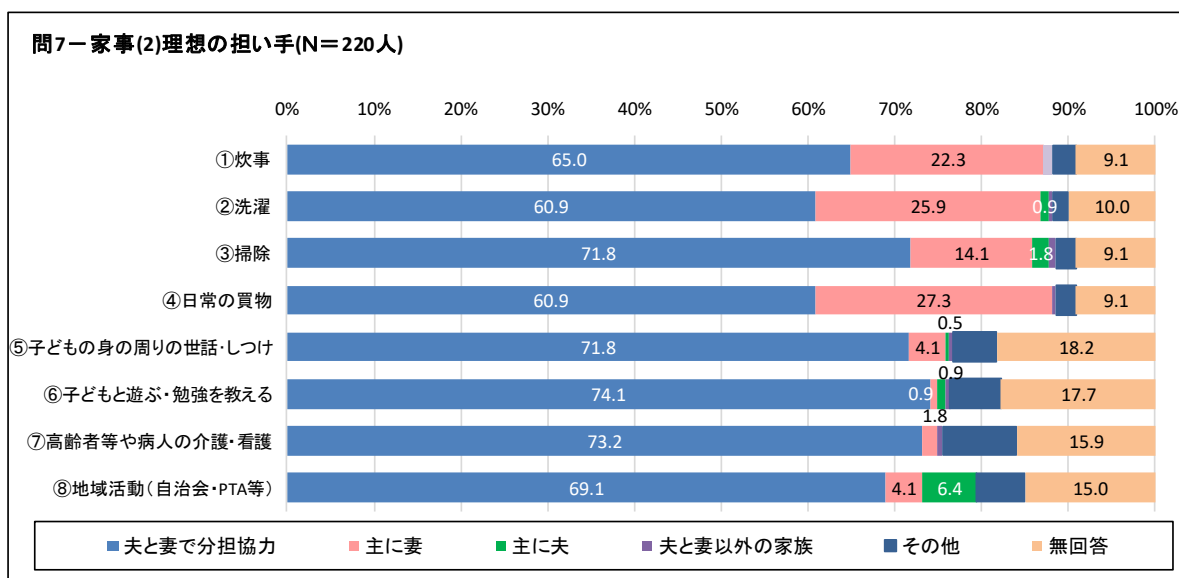
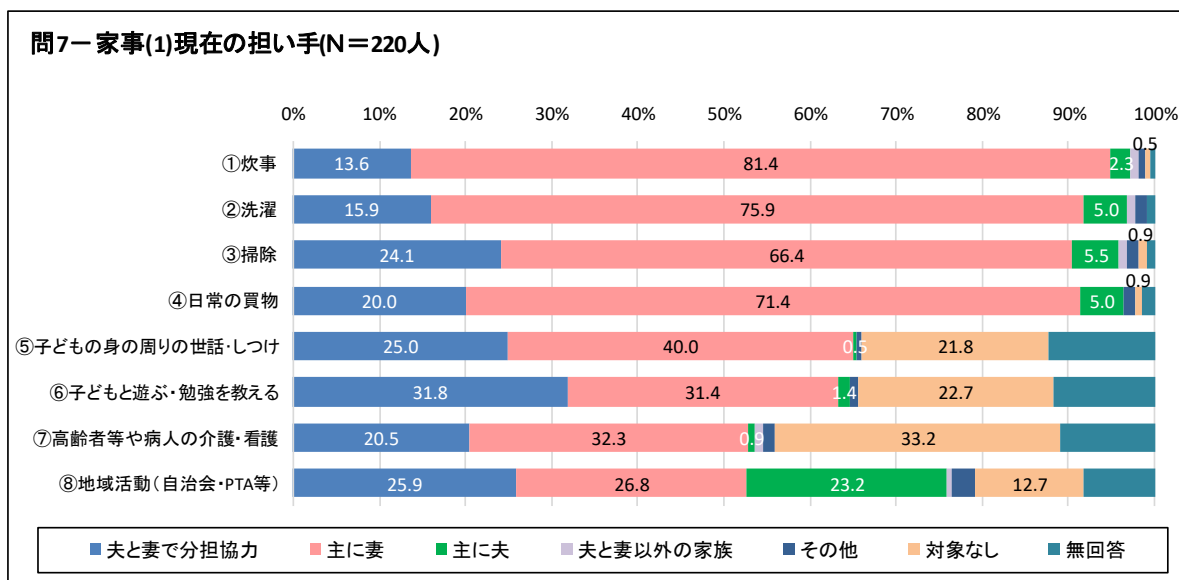


男性は“社会全般的に男性優位の考え方が存在する”、“性別によって役割を区別する考え方が強い”にみられるように男性優位の考え方や性別により役割を区別する考え方等の意識を変える必要性を感じていることがうかがえ、女性は“男女が共同して行う仕組みが整えられていない”、“行政や民間のサービスが不足している”で男性を上回っており、社会の仕組みやサービスの充実・整備を求めている傾向にあることがうかがえます。

(2) 家庭生活と仕事について

①家庭生活において、分担協力を理想としながらも、実際には女性の負担が大きい。分担意識面では、男女間での意識の差が大きく、女性の方が分担している意識が強い

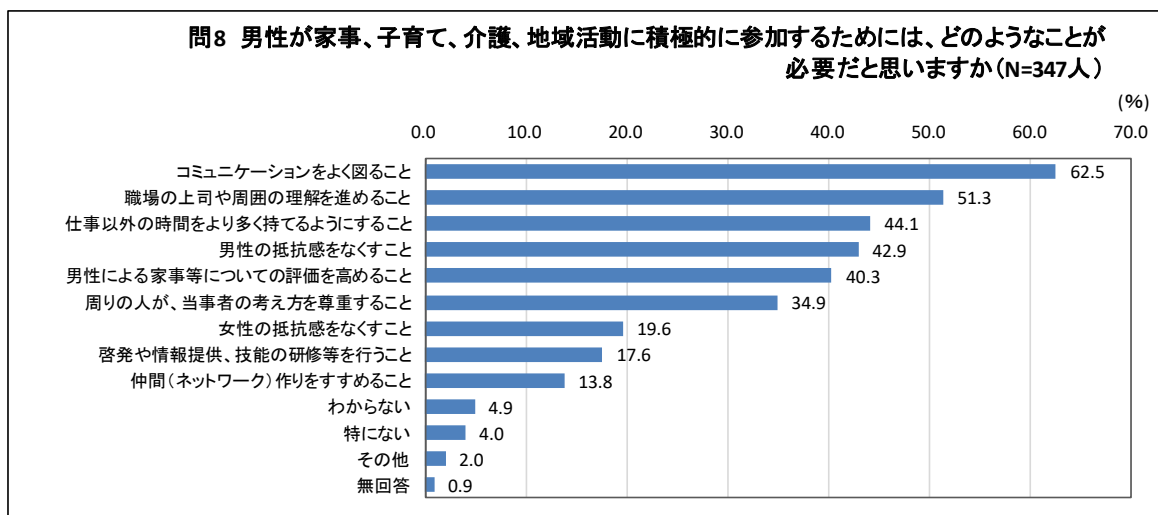
家事などの役割分担について、炊事・洗濯・掃除 など日常的な家事については、主に女性が担当し、男性はほとんど担えていない状況となっており、現状、家事における女性の負担が大きいことがうかがえます。家庭での役割分担意識には男女差がみられ、全体的に女性は“女性が担当している”と思う割合が男性に比べて高くなっています。“夫と妻で分担協力”が理想としながらも、男性は実際には日常的な家事等は十分には担えておらず、女性への負担増につながっている現状がうかがえます。全体的に男性は「もっと協力すべき」、女性は「もっと協力してほしい」という意識が存在するように思われます。





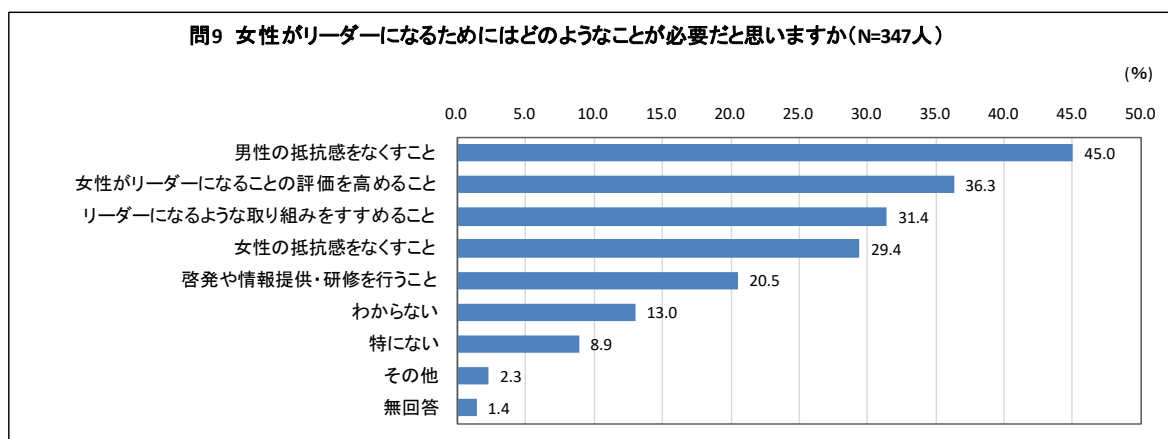
②男性が家事等の家庭生活へ積極的に参加するために必要なこととして、「職場の理解」「夫婦のコミュニケーション」を挙げる人が多い

男性が家事等の家庭生活へ積極的に参加するために必要なこととして、“家事・育児などに参加することへの職場の上司や周囲の理解を進めること”という回答が、“夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること”に次いで多い回答となっております。全国(内閣府世論調査)においても、同様の傾向が見受けられ、職場の理解が、男性の家事・育児等への参画に向けた行動に影響を与えているものと思われます。



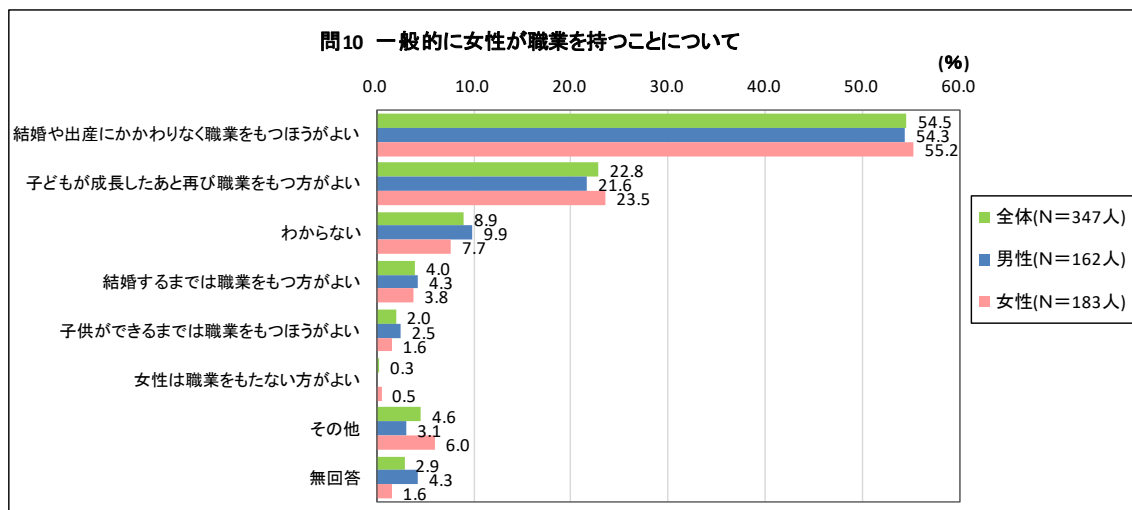
③女性がリーダーになるために必要なこととして「男女ともに抵抗感をなくすこと」「女性がリーダーとなることの評価を高めること」「取組みをすすめること」を挙げる声が多い

全国(内閣府世論調査)においても同様の傾向が見受けられ、“男性の抵抗感をなくすこと”との回答が最も多く、次いで“女性がリーダーになることの評価を高めること”、“一定の割合でリーダーになるような取組みをすすめること”、となっています。



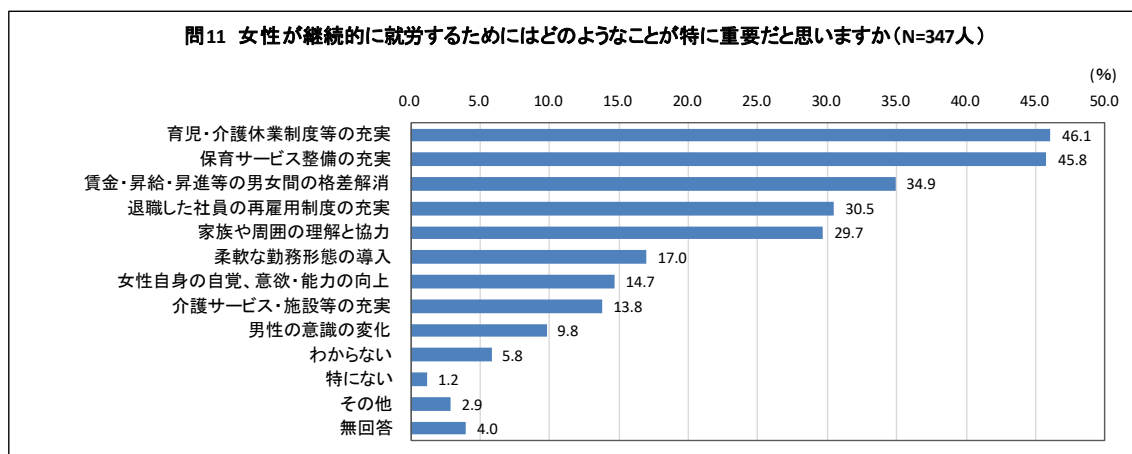
④女性が職業をもつことについて、過半数が「結婚・出産に関わらずもつ方がよい」と考えている

女性が職業をもつことについては、“結婚や出産にかかわらず職業をもつほうがよい”という就業継続を支持する回答が最も多く、次いで“子どもが成長したあと再び職業をもつ方がよい”となっています。全体・男性・女性ともに“結婚や出産にかかわらず職業をもつほうがよい”が50%を超えた結果となっており、これは、女性が職業をもつことを肯定的にとらえる考え方が、より一般的になったことの表れではないかと考えられる。



⑤女性が継続的に就業するために必要なこととして、「サービス・制度の充実」「就労環境・条件面の充実」を挙げる声が多い

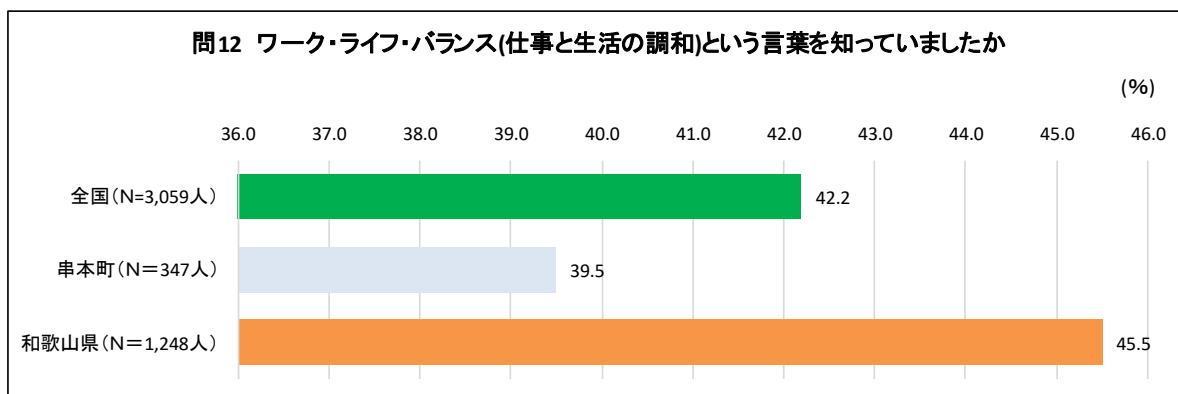
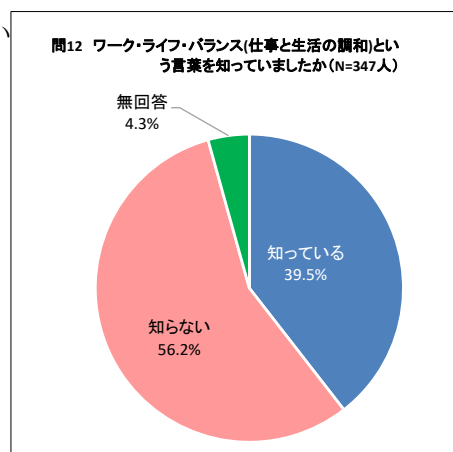
女性が継続的に就労するためにどんなことが重要かとの設問に対しては、“育児・介護休業制度等の充実”や“保育サービス整備の充実”にみられる行政サービスや制度の整備充実を求める声が多く、次いで“賃金・昇給・昇進等の男女間の格差解消”、“退職した社員の再雇用制度の充実”として事業者に対する就労環境や条件面の充実が重要であるとする意識がうかがえます。



⑥「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の周知度は低い

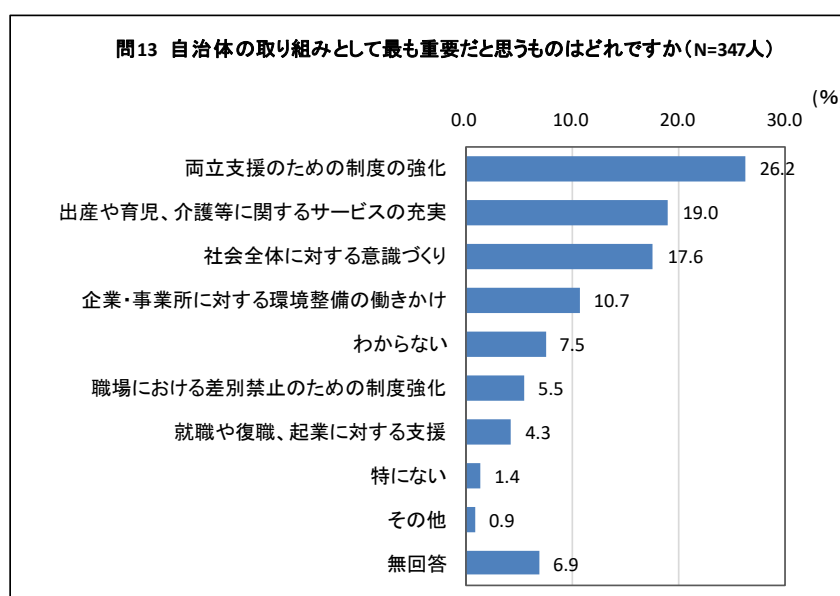
ワーク・ライフ・バランスという言葉の周知度については、全国(内閣府世論調査)では42.2%、和歌山県全体としては45.5%、串本町は39.5%となっており、浸透しているとは言いがたい状況となっております。

今後、内容も含めて認知度向上を図るための周知啓発が必要であると思われます。



⑦仕事と生活の両立を進めるために、「出産・育児・介護に関するサービスの充実」「両立支援の制度の強化」「意識づくり」が自治体に求められている

自治体の取組みとしては“両立支援のための制度の強化”が最も多く、次いで“出産や育児、介護に関するサービスの充実”、“社会全体に対する意識づくり”となっており、出産・育児・介護に関する行政サービスや制度の整備充実、就労環境の充実、家族や周囲の理解と協力及び意識づくりが求められていることが示されています。

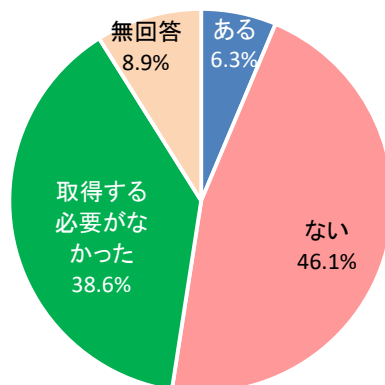


⑧育児休業・介護休業ともに、地域としてほとんど利用されていない

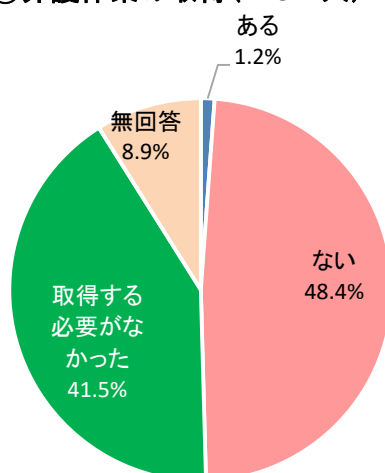
育児休業の取得状況は、“取得したことがない”と“取得する必要がなかった”をあわせた未取得の状況が84.7%であり、介護休業の取得状況についても、未取得の状況が89.9%にのぼる結果となっており、両制度とも定着せずほとんど利用されていない現状がうかがえます。

これは、近隣に親が居る又は親と同居していることにより、子供を預けることができる状況や比較的親の面倒を看やすい状況があり、都市部における環境や家族構成との違いが、少なからず影響を与えているのではないかということが推察されます。

問14 ①育児休業の取得(N=347人)



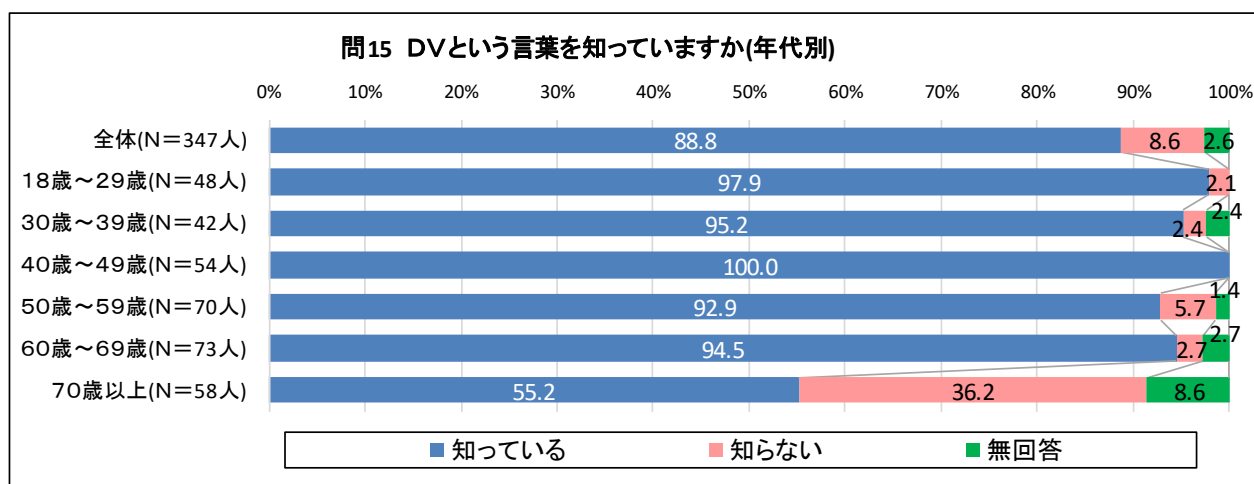
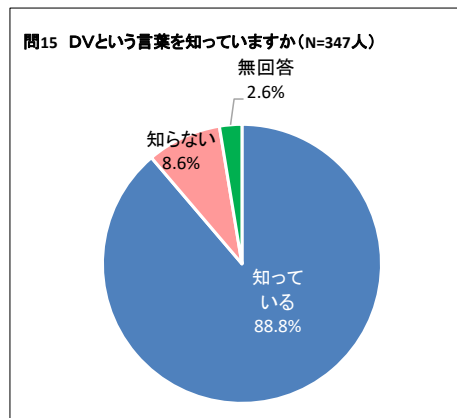
問14 ②介護休業の取得(N=347人)



(3) 人権について

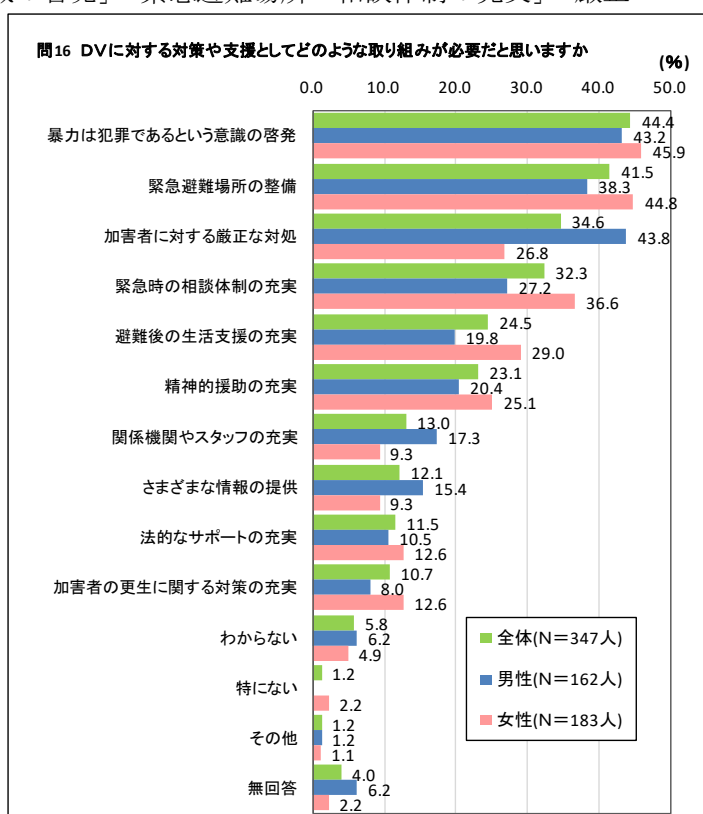
① 「DV」という言葉は浸透している

DVという言葉の認知度については、“知っている”と答えた人の割合が全体・男性・女性ともに80%を超える結果となっており、言葉の認知度としては高い結果となっています。



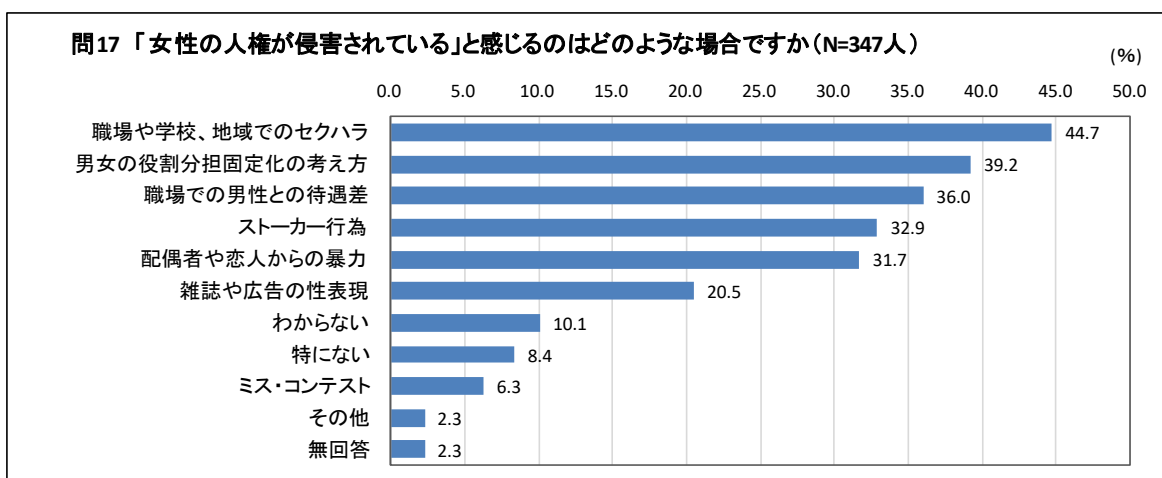
②DVに対する対策や支援として、「意識の啓発」「緊急避難場所・相談体制の充実」「厳正な処罰」が求められている

“暴力は犯罪であるという意識の啓発”が最も多く、次いで“緊急避難場所の整備”、“加害者に対する厳正な対処”、“緊急時の相談体制の充実”となっており、意識啓発の推進、避難場所の整備・相談体制充実等を求める声が多いことがうかがえます。男性は“加害者に対する厳正な対処”が最も多く、一方女性は“意識の啓発”に次いで“緊急避難場所の整備”、“緊急時の相談体制の充実”、“避難後の生活支援の充実”となっており、DVを受けた際の緊急避難場所や相談体制の環境整備面、避難後の生活に対するサポート面の取組みに重きを置く傾向があり、男女間でDV対策・支援に対する認識の差がみられます。



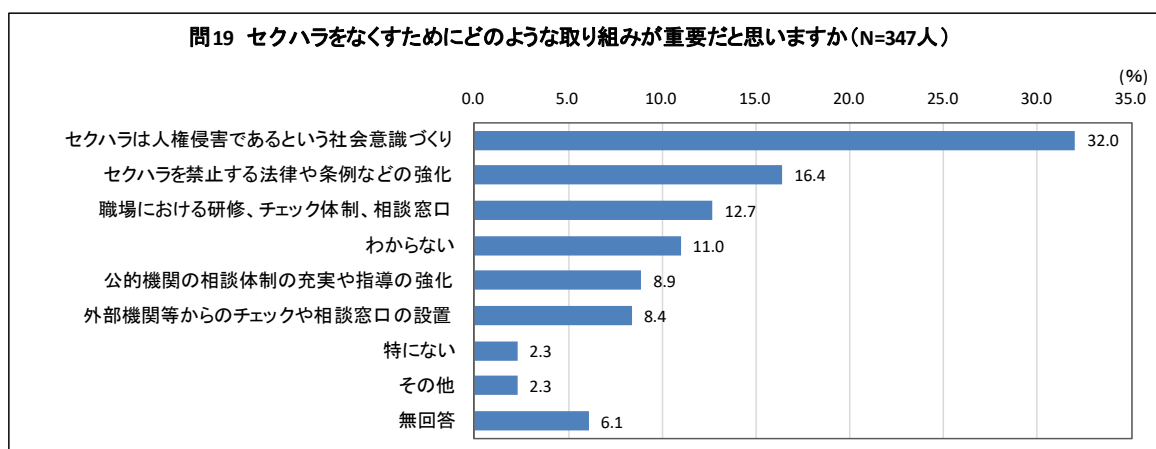
③女性の人権が侵害されていると感じるのは、直接的な言動や行動だけでなく、「男女の役割分担の考え方」「職場での待遇差」等意識面においても感じられている

女性の人権が侵害されていると感じるものについては、“職場や学校、地域でのセクハラ”が最も高く、次いで“男女の役割分担固定化の考え方”、“職場での男性との待遇差”、“ストーカー行為”となっており、セクハラ、ストーカー行為、暴力等の直接的な言動や行動だけでなく、男女の役割分担の考え方、職場での待遇差等間接的な意識や考え方、社会における処遇や待遇の違いについても、女性の人権が侵害されている主な要因であると捉えられていることがうかがえます。



④セクハラをなくすために必要な取組みとして、「意識づくり」「法律や条例の強化」「研修・チェック体制・相談窓口」の声が多い

“セクハラは人権侵害であるという社会意識づくり”を求める声が多く、次いで“セクハラを禁止する法律や条例などの強化”、“職場における研修、チェック体制、相談窓口”となっています。セクハラは人権侵害であるという社会意識の浸透は不十分な状況であるとみられ、今後より一層の周知啓発が必要であると思われます。

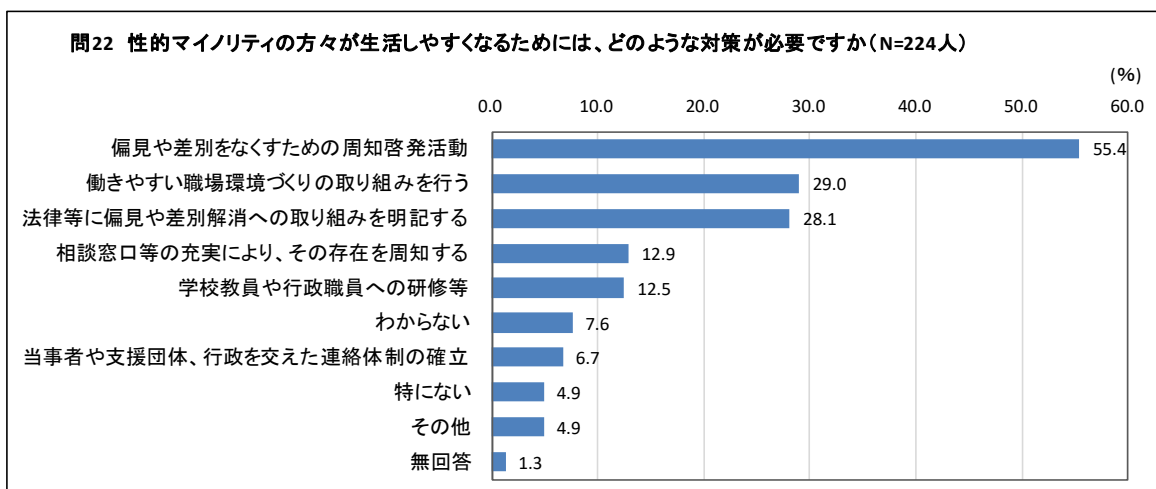
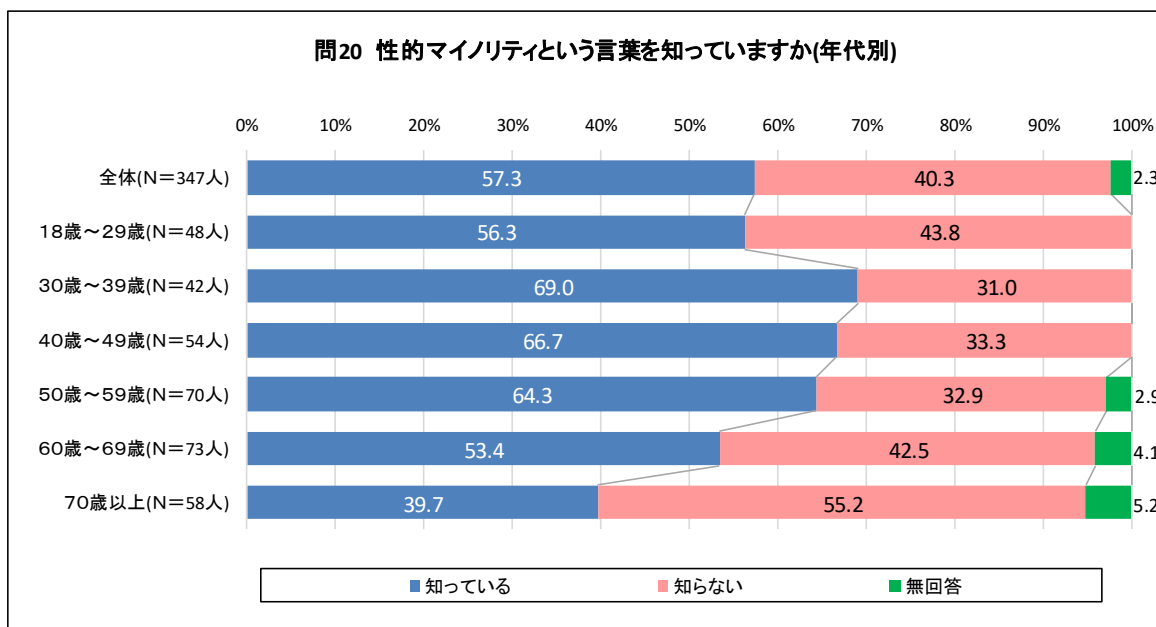


⑤「性的マイノリティ※」の言葉の浸透度は半数程度で、高齢者になるほど低い傾向、必要な取組みとしては、「周知活動」「職場環境づくり」等が挙げられる

全体としては、約6割(57.3%)の認知度となっていますが、年代別では18歳～29歳は56.3%、30歳～39歳は69.0%、40歳～49歳は66.7%、50歳～59歳は64.3%、60歳～69歳は53.4%、70歳以上は39.7%となっており、高齢になるほど馴染みがなく低い認知度であるということがうかがえます。

必要な取組みとしては“偏見や差別をなくすための周知啓発活動”が最も多く、次いで“働きやすい職場環境づくりの取組みを行う”、“法律等に偏見や差別解消への取組みを明記する”となっており、性的マイノリティの方々の人権を守る周知啓発活動や行政・事業者における制度や環境の整備が求められています。

※マイノリティ：社会的少数派







## 第2章 計画の概要

## 第2章 計画の概要

### 1. 計画の目的

平成27年（2015年）に串本町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その計画の中で、地域に新しい人の流れをつくり呼び込むとともに、子育て世代にやさしく、働きやすい町づくりを目指しています。また、第2次串本町長期総合計画の中で、人権尊重・男女共同参画社会の形成を基本目標とし、男女が互いに尊重し、個性と能力を十分に活かせる社会の実現とすべての町民がこころ豊かに健康な生活をおくることができる人権尊重社会の実現を目指しています。その実現のためには、男だからこうすべき、女だからこうあるべきというような、性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女が共に社会のあらゆる分野に対等に参画できる環境づくりが必要です。

この計画は、男女共同参画を推進することにより、地域が活性化し、誰もが生き生きと暮らすことができる町づくりの実現を目的とします。

### 2. 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される市町村男女共同参画計画であり、串本町の男女共同参画計画を推進するための指針となるものです。

また、策定にあたっては、国の第4次男女共同参画基本計画及び県の第4次和歌山県男女共同参画基本計画を参考にするとともに、第2次串本町長期総合計画や串本町まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめとする各種計画との整合を図っています。

なお、『Ⅱ 男女共同参画を進める「人材・環境づくり」』には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（いわゆる「女性活躍推進法」）第6条第2項に基づく市町村女性活躍推進計画を内包した計画として、また『Ⅲ 誰もが安心して豊かに暮らせる「社会づくり」』における「1. あらゆる暴力の根絶」には、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を内包した計画として位置付けます。

### 3. 計画の期間

この計画は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間としています。また、この期間中において、社会経済情勢の急激な変化や男女共同参画に関する新たな課題への対応等により、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

#### 4. 計画の施策体系

##### (1) 基本目標

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画を進める「意識づくり」
- 基本目標Ⅱ 男女共同参画を進める「人材・環境づくり」
- 基本目標Ⅲ 誰もが安心して豊かに暮らせる「社会づくり」

##### 基本目標Ⅰ 男女共同参画を進める「意識づくり」

###### 町民アンケート結果(男女共同参画に関する考え方)から

- ◆ 男女共同参画の言葉の周知度は、全国や近隣他地域と比較して低い
- ◆ 生活のあらゆる場面での平等感について、男女間で認識の差が存在する
- ◆ 大部分の町民が、男女共同参画を進める必要があると感じている
- ◆ その理由として、意識を変える必要性や社会の仕組みやサービスの充実を挙げる声が多い

###### 町民アンケート結果から判明したことを踏まえて

男女共同参画意識の浸透を今以上に進めるために、学校や地域社会における学習機会を増やす活動や広報・啓発活動の推進など、串本町全体として「意識づくり」が必要となります。

##### 基本目標Ⅱ 男女共同参画を進める「人材・環境づくり」

###### 町民アンケート結果(男女共同参画に関する考え方)から

- ◆ 家庭生活において、分担協力を理想としながらも、実際には女性の負担が大きい。分担意識面では、男女間での意識の差が大きく、女性の方が分担している意識が強い
- ◆ 男性が家事等の家庭生活へ積極的に参加するために必要なこととして、職場の理解、夫婦のコミュニケーションを挙げる人が多い
- ◆ 女性がリーダーになるために必要なこととして、男女ともに抵抗感をなくすこと、女性がリーダーとなることの評価を高めること、取組みをすすめることを挙げる声が多い

- ◆ 女性が職業をもつことについて、過半数が結婚・出産に関わらずもつ方が良いと考えている
- ◆ 女性が継続的に就業するために必要なこととして、サービス・制度の充実、就労環境・条件面の充実を挙げる声が多い
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの言葉の周知度は低い
- ◆ 仕事と生活の両立を進めるために、出産・育児・介護に関するサービスの充実、両立支援の制度の強化、意識づくりが自治体に求められている
- ◆ 育児休業・介護休業ともに、地域としてほとんど利用されていない

#### 町民アンケート結果から判明したことを踏まえて

男女共同参画を進めるためには、あらゆる場面での「**環境づくり**」を行っていくのとあわせて、「**人材づくり**」も重要です。女性がリーダーとして活躍できるような社会や風土づくりを行うとともに、仕事と生活の両立を進めるための環境や制度づくり、支援策が求められています。

### 基本目標Ⅲ 誰もが安心して豊かに暮らせる「社会づくり」

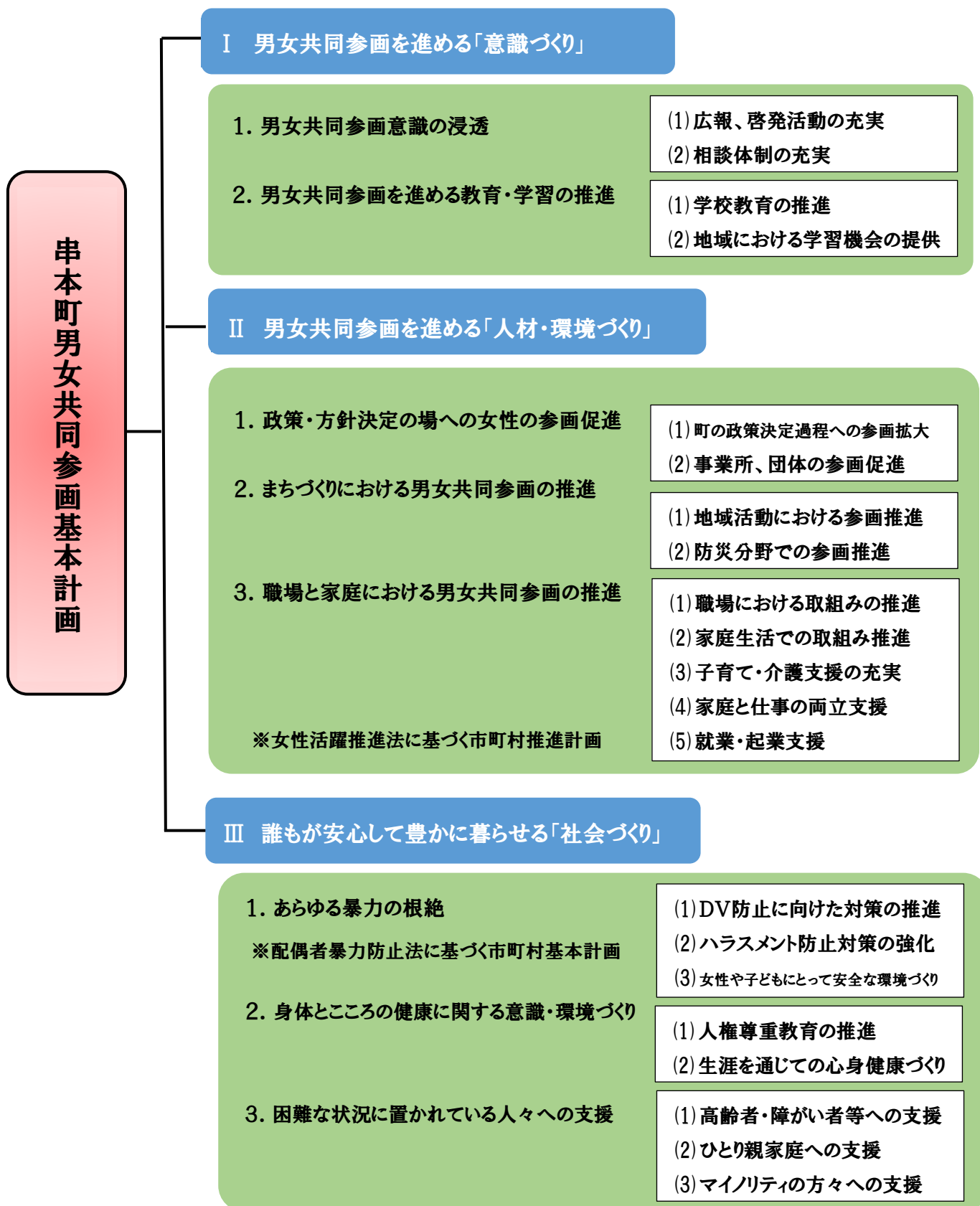
#### 町民アンケート結果(男女共同参画に関する考え方)から

- ◆ DVという言葉は浸透している
- ◆ DVに対する対策や支援として、意識の啓発、緊急避難場所・相談体制の充実、厳正な処罰が求められている
- ◆ 女性の人権が侵害されていると感じるのは、直接的な言動や行動だけでなく、男女の役割分担の考え方、職場での待遇差等、意識面においても感じられている
- ◆ セクハラをなくすために必要な取組みとして、意識づくり、法律や条例の強化、研修・チェック体制・相談窓口の声が多い
- ◆ 性的マイノリティの言葉の浸透度は半数程度で、高齢者になるほど低い傾向、必要な取組みとしては、周知活動、職場環境づくり等が挙げられる

#### 町民アンケート結果から判明したことを踏まえて

人権尊重の社会を実現するために、誰もが安心して豊かに暮らせる「**社会づくり**」を行っていくことが重要です。人権尊重教育、あらゆる暴力・ハラスメント防止、高齢者や障がい者を含め社会的弱者支援などを進めていく必要があります。

(2) 施策体系図





## 第3章 施策の方向

## 第3章 施策の方向

### I 男女共同参画を進める「意識づくり」

男だから、女だからといった性別により役割を分ける考え方は性別役割分担意識といわれています。この意識による慣習や行動が、無意識のうちに自分の可能性を制限していることがあり、習慣化された意識は家庭や職場、学校等の社会で無意識的に引き継がれ、女性の社会進出や男性の多様な領域の社会参加の妨げとなっています。性別にとらわれず、自らの意思により選択・行動できる社会の実現には、性別役割分担意識や固定的な慣習や行動を見直していく必要があります。

そのためには、男女共同参画についての理解を広げ、将来を担う若い世代が自然と男女共同参画意識を身につけていく環境整備が重要となってきます。

#### 1. 男女共同参画意識の浸透

##### (1) 広報、啓発活動の充実

男女共同参画意識の理解を深めるため、子どもから高齢者に至るまでの幅広い町民に届くよう、わかりやすく親しみやすい広報・啓発活動に取り組めます。

また、町職員が正しい知識を持ち、その視点に立った活動を推進していけるよう、職員研修の充実にも努めます。

#### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	多様な場面の広報・啓発活動及び情報提供の推進	男女共同参画に関する情報収集に努め、図書館や文化センター等の町民が集まる場所では男女共同参画に関する資料掲示による周知を行う。また、男女共同参画週間、人権週間には男女共同参画について理解を深めることができるよう、子ども、事業所、町民に向けてホームページや広報誌等を通じた広報・啓発活動を実施する。	企画課 住民課 教育課
2	男女共同参画に関する職員研修の充実	町職員、教職員が男女共同参画に関して理解し、その視点に立った施策や活動を推進していけるように、職員研修の充実を図る。	総務課 教育課



No.	施策	施策内容	関係課
3	男女共同参画に関する町民向け講演会や勉強会の開催	公民館各支館の成人教育講座や小学校の保護者学級開設事業において学習機会を提供する取組みを進めるとともに、町民向け講習会や勉強会等を定期的を開催するように努める。	教育課 企画課

## (2) 相談体制の充実

様々な相談については、適切な対応をとることができるよう関係課・関係機関との連携体制をより綿密なものにしていくとともに、プライバシーに配慮した相談しやすい環境づくりに努めます。

### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	相談窓口の周知	子育て世帯や高齢者等、色々なケースに対する相談窓口に関して、どのような対応をしているのか等、役割を明確化し、町民に対して広く周知することを図る。広報誌やホームページ等を通して、理解しやすいように情報提供していく。	福祉課 こども未来課
2	各相談窓口の連携と総合相談体制の確立	様々な事例に適切な対応を行うことができるよう、関係課間での情報共有体制を構築し、連携体制をより綿密なものにしていくとともに、警察や県内各センター（保健センターや県子ども・女性・障害者相談センター、県男女共同参画センター等）との情報共有体制強化に努める。 加えて、容易に相談ができるよう、個人の人権を守るためのプライバシーに配慮した相談しやすい環境づくりに努める。	企画課 住民課 福祉課 教育課 こども未来課

## 2. 男女共同参画を進める教育・学習の推進

### (1) 学校教育の推進

学校や保育所・こども園等では、発達段階に応じた自尊心・自立心を養う男女共同参画の視点を意識し、性別によって可能性を狭めない、個性や適性を伸ばすことができるような指導を心がけます。

#### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	男女共同参画の理解を深める教育の推進	性別にとらわれて、可能性を狭めることがないように、個性や適性にあった進路を選択できるような教育を進める。また、地域社会と関わり合う教育を実施することで、様々な人々と関わりを持ち、相互理解の精神等男女共同参画の理解を深める教育も進める。	教育課
2	家庭での男女共同参画の意識を深める教育の推進	性別にとらわれない子育てについて、家庭教育における男女共同参画を学ぶための情報提供に努めるとともに、性別や年齢にかかわらず家族の一員としての責任を持ち、役割を分担する家庭生活を目指すよう、家庭教育の学習機会の充実を図る。	教育課
3	就学前教育での男女共同参画の視点を取り入れた教育の推進	保育所、こども園、子育て支援センター等において、男女共同参画の視点を取り入れた教育機会の充実を図る。また、子どもが自尊心・自立心等や基本的な生活習慣を身につけることができるよう、家庭における教育や学習に対する支援を行う。	こども未来課 福祉課

(2) 地域における学習機会の提供

性別や年齢等を超えた町民同士の結びつきや、誰もが生き生きと暮らせる地域を目指して町民の自主的な交流活動の支援に努めます。また、地域活動を展開する団体に対しては男女が共に参加しやすい活動を行えるよう、情報提供や啓発活動に取り組めます。

**【具体的施策】**

No.	施策	施策内容	関係課
1	男女共同参画の視点を取り入れた町民の自発的な交流活動に対する支援	文化センターや公民館等において、町民が主体的に運営し、男女ともに参加しやすい交流・情報交換活動等を行うことができるよう支援する。	教育課
2	地域における男女共同参画に関する啓発・学習支援	様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーやメンバー等への情報提供と啓発活動に努める。また、ボランティア活動への参加促進、男性の地域活動や子育て支援活動への支援を実施する。	企画課 教育課 福祉課



## II 男女共同参画を進める「人材・環境づくり」

男女共同参画を推進していくためには、男女が共にあらゆる活動、場面に参加・参画し、性別や年齢等に関わりなく多様な人材による新たな発想を取り入れていくダイバーシティの実現が重要です。しかし、現実社会においては、女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、社会の意思決定の場面では男性に比べて女性の参画が十分とは言えない状況にあります。

このような状況を見直していくためにも、女性が個性を生かし、能力を発揮できるよう、人材づくりや女性の意思決定過程への参画を促進する環境づくりを進める必要があります。

### 1. 政策・方針決定の場への女性の参画促進

#### (1) 町の政策決定過程への参画拡大

町の政策決定過程の一つに審議会があります。審議会は、学識経験者や町民等が町の取組みについて審議、調査等を行う機関です。多様な意見を取り入れるため、ポジティブ・アクション<sup>\*</sup>の必要性を考慮し、女性委員の構成率向上に努めます。同時に、意思決定の場に参画できるような女性リーダーを育成していく体制作りを目指します。

※ポジティブ・アクション：事実上存在している差を解消するため、実質的な機会均等を実現することを目的に講じる措置・取組み

### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	審議会等における女性登用の促進	審議会等における積極的な女性委員の登用に取組み、女性の視点や意見を政策決定の場で反映させることを目指し、女性委員の割合増加に努める。	全課
2	地域における女性リーダーの育成	男女共同参画に関する講演会等を通じ、地域社会の女性リーダーについて意識する場を設け、意識づくりにつなげる。	企画課
3	行政における男女共同参画の推進	性別にとわられない人員配置や管理職への登用に努めるとともに、行政が率先し、介護・育児等の休暇を取得しやすい体制づくり等の取組みを進める。	総務課

## (2) 事業所、団体の参画促進

事業所や地域活動団体に対して、女性の参画促進の重要性を周知するとともに、既に行われている取組みを発信するなど、地域全体の男女共同参画意識の醸成に努め、環境づくりを進めます。

### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	事業所や地域活動団体等に対する男女共同参画についての啓発	事業所や地域活動団体等に対して、女性の参画促進の重要性や必要性について理解を得られるための周知・啓発活動に努め、男女平等で働き続けやすい職場づくりの促進を図る。	企画課
2	事業所や地域活動団体等との男女共同参画に関する連携強化	男女共同参画に取り組んでいる事業所や地域活動団体等との連携を強化し、情報収集を行うことにより取組み事例を紹介する等、地域の啓発活動を進めるとともに、女性の方針決定過程への参画促進につながるような環境づくりに努める。	企画課

## 2. まちづくりにおける男女共同参画の推進

### (1) 地域活動における参画推進

スポーツ、趣味、ボランティア等、多様な地域活動への参画に向けた意識啓発を行い、性別や年齢、障がいの有無等に関わらず、誰もが生き生きと地域活動に参画できるコミュニティづくりを目指します。

### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	地域社会での男女共同参画意識の啓発及び人材育成	地域社会での男女の対等な関係づくりと、男女平等意識が浸透するように継続的に啓発活動をしていき、地域活動の性別による固定的な役割分担等の慣習の見直し等も働きかけるとともに、男女共同参画の視点に立った地域活動の担い手（人材）の育成支援を図る。	企画課 教育課

No.	施策	施策内容	関係課
2	青少年の地域活動への参画促進	地域の子ども活動や学校等と連携し青少年の活動場所づくりを進めるとともに、地域活動への参加を促進し、地域づくりへの参画意識を高める活動を進める。	教育課
3	高齢者の地域活動への参画促進	高齢者が気軽に参加できる教室等の開催を行い、地域において高齢者が集まる場所づくりを進める。また、高齢者のこれまでの経験や知識の活用を促すためにシルバー人材センターの活動も支援していく。	福祉課

## (2) 防災分野での参画推進

防災・災害復興対策において、男女双方の視点が反映される必要がありますが、女性の参画割合が少ない実態であるため、女性消防団員の確保や女性の人材育成に努めます。

### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	防災の企画・立案における女性の参画促進	地域防災計画や各種対応マニュアルの策定過程やその他防災関連の企画段階において、女性特有のニーズや女性の意見を反映できるように女性の参画を推進する。	総務課
2	自主防災組織への女性の参画推進	自主防災組織や地域での防災活動への女性の参画の向上を働きかけるとともに、緊急時において固定的な性別による役割分担意識にとらわれず行動できるように、平時から男女が協力した地域活動の啓発に努める。	総務課
3	女性消防団員の確保と取り組みの充実及び周知活動	消防団活動が多様化していることから、男女共同参画の視点に立ち、男性団員及び女性団員が共に活動しやすい環境づくりを行う。また、各事業所への協力と理解を求める等、女性消防団員確保に向けた取り組みを行う。	消防本部

### 3. 職場と家庭における男女共同参画の推進

#### (1) 職場における取組みの推進

働く希望を持っている人が、性別に関わらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、個人の自己実現という面だけではなく、少子高齢化・人口減少社会において、労働力の安定的な確保や経済の活力の維持という面でも極めて重要となっています。

男女ともに、家庭生活と平行した就業生活を営むには、従来の固定的な性別役割分担意識や習慣等にとらわれることなく、お互いが支えあうことが必要であるため、固定的な性別役割分担意識等の払拭を目指した啓発活動に取組みます。

#### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	雇用の場における機会均等や女性の活躍推進について働きかけの強化	男女雇用機会均等法や労働基準法、女性活躍推進法等について、各種広報媒体の利用や講座活用により、事業主、労働者双方への周知・啓発・情報提供に努める。	企画課
2	職場における男女平等意識の啓発	職場における固定的な性別による役割分担意識の解消、男女共同参画を推進するために、様々な機会や手段を活用しての啓発に努める。	企画課
3	働きやすい職場づくりの促進	女性の活躍推進や男女が共に働きやすい職場づくりに積極的に取り組む職場の情報を収集し、様々な取組みの紹介を行う。また、事業所や商工会と連携を図り、各種ハラスメント防止や働きやすい職場づくりに対する情報提供や研修会の実施を図る。	企画課 産業課

#### (2) 家庭生活での取組みの推進

家庭生活においては、家事、育児、介護等を家族が分担して協力することを理想としていますが、多くの家庭でその大半を女性が担っている現状です。

職場での取組みと並行し、家庭生活では、男性の仕事中心の意識やライフスタイルから転換を図り、家事、育児、介護等を分担協力しやすい環境づくりを目指した啓発活動を行います。

### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	家庭生活における役割分担を考える方向に導く啓発活動	家庭生活における家事、子育て、介護等について、性別による役割分担意識を見直し、どちらか一方が過度の負担にならないように、男女共同参画を推進する広報・啓発活動を行う。	企画課
2	家庭生活への男女共同参画の推進	男性の育児・介護等への参画を促進するため、子育てや介護等の各種事業に積極的な参加を呼びかける。また、家事等の家庭生活における男性の生活能力向上を支援するための講座や教室を開催する等、男女が協働する家庭生活づくりの学習機会の提供や啓発推進を行う。	福祉課 教育課 こども未来課
3	男性のネットワーク支援	若者、子育て中の父親、定年前後の男性、介護を担う男性等のネットワークづくりを支援する。	福祉課 教育課 こども未来課

### (3) 子育て・介護支援の充実

人口減少社会に対応し、将来にわたって社会を維持していくためには、働くことを希望する人が、性別や年齢等に関わらず、仕事に就いて能力を発揮できる環境を整えることが必要です。

そのため、誰もが安心して子育てしながら仕事や地域活動に参画できる環境整備に取り組めます。また、介護・介助者が安心して仕事と両立できるような支援情報の啓発にも取り組めます。

### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	子育て支援のための環境整備の促進	分かりやすく利用しやすい体制構築を目指し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供できるように、各機関との連携を強化し「子育て包括支援センター」を運営する。	福祉課 こども未来課



No.	施策	施策内容	関係課
2	子育て支援の充実	こども園においての一時預かり保育、小学校に通学する児童の学童保育、治療中または回復期の子どもの一時的な保育である病児・病後児保育、くしもと町立病院での小児科の午後診療と日曜日の小児初期診療等、多様なニーズに対応した子育てと仕事の両立支援を行う。	こども未来課 くしもと町立病院
3	高齢者等への介護環境の整備	障がい者等が生活する上で直面する課題に対する福祉サービス等の適切な情報提供や、介護保険制度に関する情報提供を行う。高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき介護サービス基盤の整備・充実を図る。	福祉課
4	男性の子育てや介護に対する意識の醸成	男性が実際に子育てや介護に参画している事例等の情報発信を通じて、男性の子育てや介護に対する意識の醸成を図る。	福祉課 企画課 こども未来課

#### (4) 家庭と仕事の両立支援

働く人々が充実感をもって生活できる社会を築くためには、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境が必要です。ワーク・ライフ・バランスの実現は、人々の生活を充実させるだけでなく、事業所にとっても、業務の効率化やイメージ向上等のメリットが期待できます。

町として、柔軟な働き方ができる環境整備に向けた啓発活動を行うとともに、他事業所の模範となるよう、職員のワーク・ライフ・バランス向上に向けた取組みを進めます。

#### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	ワーク・ライフ・バランスの啓発	長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努める。商工会等と連携し、事業所等に対して、仕事と家庭を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供を行う。	企画課

No.	施策	施策内容	関係課
2	育児・介護休業制度及び柔軟な働き方の普及	事業所等に対して、関係機関と連携し、育児・介護休業や休暇制度の普及・定着に向けた啓発に努める。また、男性が取得しやすいように働きかけるとともに、短時間勤務等の柔軟な働き方の普及についても情報提供を行う。	企画課
3	職員のワーク・ライフ・バランスの実践	職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを行う。	総務課

#### (5) 就業・起業支援

パートタイム労働等の非正規雇用は多様な働き方を選択できるメリットがありますが、男性に比べて女性の割合が高い現状であるため、男女の賃金格差の一因にもなっています。男女が多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた処遇や労働条件が確保されるような労働・就職相談、再就職相談等に対する支援に取組み、女性に限らずあらゆる層が起業にチャレンジするための支援体制の充実を目指します。

#### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	仕事情報や労働相談・就職相談の周知	仕事情報の提供や労働相談・就職相談に対し、ハローワーク等関係機関と連携を密にする。	産業課
2	女性の再就職・転職支援	子育て中等様々な環境の女性に対する就労支援について、ハローワーク等関係機関と連携し、相談窓口紹介や就職相談会・説明会の案内等、積極的に支援を行う。	産業課
3	女性、若者、シニア等への起業支援	女性、若者、シニア等あらゆる層の起業のための情報提供や育成支援等の充実を図る。	産業課
4	農業・漁業や自営業等における労働環境の改善	J Aや漁協、商工会等と連携し、農業・漁業や自営業等に従事する人の労働条件の改善に向けた啓発を推進する。	産業課

### Ⅲ 誰もが安心して豊かに暮らせる「社会づくり」

個人の人権が尊重され、誰もが安心して豊かに暮らせる「社会づくり」は男女共同参画社会の実現にとって欠かせないものと言えます。DVやハラスメントは重大な人権侵害であるという啓発に加え、身体的・精神的・性的なあらゆる暴力の防止・根絶に向けた取り組みや支援体制の整備が求められています。また、誰もが健康で安心して生活できるよう、心身の健康の保持・増進に向けた取り組みも重要となります。

#### 1. あらゆる暴力の根絶

##### (1) DV防止に向けた対策の推進

DVや性犯罪、ストーカー等は重大な人権侵害であり、相手に恐怖と不安を与える犯罪であって、許される行為ではありません。特にこれらの被害者は女性であることが多く、その背景には性別による固定的役割分担意識や経済力の格差といった社会構造等の問題があると考えられていることから、誰もが被害者・加害者にならないよう意識啓発に努め、被害の早期発見やプライバシーに配慮された相談しやすい環境づくり、安全確保やその後の自立支援に関する取り組みを進めていきます。

#### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	あらゆる暴力を根絶するための周知・啓発	暴力は重大な人権侵害であり、犯罪であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進を図る。また、関係機関との連携を強化し、実態把握に努める。	企画課 福祉課 教育課 住民課 こども未来課
2	相談支援体制の充実	関係課間での情報共有体制をより綿密なものにしていくとともに、関係機関との連携を強化し、どこに相談しても情報が共有されるDV対応、ネットワークの構築に努める。	企画課 福祉課 住民課
3	DV等の防止対策の推進	DV防止に関する啓発の強化に努めるとともに、安心して相談することのできる体制の充実と相談員等の資質向上を図り、被害者の早期発見、迅速な対応及び被害者情報の保護等、安全な生活の確保、自立支援に向けた体制整備に努める。	企画課 福祉課 住民課

## (2) ハラスメント防止対策の強化

職場や学校に限らず、あらゆる場面で様々なハラスメントが存在し、問題となっていることからその防止・根絶に向けた取組みが必要とされています。

様々なハラスメントについては、概念的な周知啓発だけでなく具体的な事例を提示する等分かりやすい啓発活動を心がけハラスメント防止を目指すとともに、相談体制の充実、早期発見・早期解決に向けた体制の整備を進めます。

### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	ハラスメント防止に向けた啓発	就労の場だけではなく、地域活動においてもハラスメントが生じる可能性があり、様々な場面の各種ハラスメントについて、町広報誌等でハラスメント防止の啓発に取り組む。	企画課
2	事業所におけるハラスメント防止に向けた啓発	セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等について必要な対策をとることは事業主の義務であることを周知徹底する。また、事業所等が効果的な対策に積極的に取り組めるよう、商工会等関係機関と連携し、情報共有に努める。	産業課
3	学校におけるハラスメント防止対策の充実	教職員に対して、学校におけるハラスメント防止に関する研修等を実施し周知徹底を図る。また、子どもたちが適切に相談できるように、啓発活動ならびにプライバシーに配慮した相談体制の充実を図る。	教育課

(3) 女性や子どもにとって安全な環境づくり

女性や子どもにとって安全な地域社会であるために、地域や各関係機関と連携を図り、安全確保や防犯に対する取組みを充実させ、子どもや青少年の健やかな成長に向けた環境整備に努めるとともに、児童虐待や暴力犯罪等にあつては被害者の立場やプライバシーに配慮した形での相談体制の充実を図ります。

**【具体的施策】**

No.	施策	施策内容	関係課
1	女性や子ども等を犯罪から守る活動の推進	地域や関係機関等と連携し、地域の実情に応じた取組みを進め、安全確保や意識啓発等防犯の取組みを充実させるとともに、青少年の健全育成の環境整備に努める。	総務課 教育課
2	児童虐待・暴力・犯罪に対する相談業務の充実	パートナーからの暴力犯罪等に対する相談への、予防や対策等の情報収集及び共有に努め、相談者を取りまく環境に子どもの存在がある場合には、児童虐待の観点から子育て支援室や要保護児童対策地域協議会とも連携を図り、早期対応、防止支援対策の充実に努める。	企画課 こども未来課 福祉課 住民課 教育課

2. 身体とこころの健康に関する意識・環境づくり

(1) 人権尊重教育の推進

学校教育において、生命の大切さや尊さ、男女の平等や相互理解の大切さを学ぶ学習機会を提供し、多様な家族形態や家庭事情に対する理解を促すことで、人権を尊重する教育・学習の充実を目指します。また、年齢や発達段階に応じた適切な性教育を推進し、様々な性のあり方・多様性について理解を深めます。

**【具体的施策】**

No.	施策	施策内容	関係課
1	互いを認め合うこころを養う学習の推進	学校教育において、発達段階に応じた指導を進め、生命の大切さ・尊さや互いを認め合うこころを育てる学習を推進する。	教育課

No.	施策	施策内容	関係課
2	多様な家族形態への理解の促進	多様な家族形態や家庭事情があることへの理解を促す教育を行うとともに、性別やその他の状況にとらわれず、個人としての人権を尊重する取り組みを進める。	教育課
3	性に関する教育の充実	学校教育の中で、年齢に応じた性教育を推進するとともに、多様な性のあり方や性的マイノリティへの理解を深め、多様性を認める教育を推進する。また、心身や性の悩みに対して、プライバシーに配慮した形での相談しやすい環境や相談体制の整備を行う。	教育課

## (2) 生涯を通じての心身健康づくり

男女が互いの身体的な違いを十分に理解し合い、人権を尊重し、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画を進める上で重要なことです。

誰もが生き生きと活躍し、それぞれの能力を十分発揮するためには健康で自立した生活を送れる環境が必要であることから、生涯を通じた健康支援や健康問題に関する意識づけ、相談体制の充実に努めます。

### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	健康づくりの普及・啓発	健康診査の受診を奨励し、病気の早期発見に努めるとともに、生活習慣病の予防・改善のための食事や運動等を目的とした各種健康教室や健康相談を実施し、町民の健康づくりを支援する。	福祉課
2	生涯を通じた女性の健康支援	妊婦健康診査等、妊娠・出産期における健康支援の充実を図るとともに、乳がん、子宮頸がん検診の重要性について意識づけや健診を受けやすい環境整備、女性が受診しやすい診療体制の構築に努める。	福祉課 くしもと町立病院

### 3. 困難な状況に置かれている人々への支援

#### (1) 高齢者・障がい者等への支援

高齢者や障がい者が充実した生活を送るためには、様々な差別や偏見をなくし、理解を深めるための取組みを進めるとともに、地域社会との交流や地域活動への積極的参加に向けた支援に取り組む必要があります。

また、本人だけでなく家族の負担を軽減するためのサポートを充実させるなど、多様なニーズに応えるため、関係機関と連携し、自立支援や社会参画を促進する支援の充実や環境整備に取り組めます。

#### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	高齢者の自立支援	高齢者が住み慣れた地域において、生き生きと生活できるように、高齢者の自立支援と地域社会の交流や地域活動等への積極的参画を図る。	福祉課
2	障がい者の自立支援	障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するための支援の充実と環境の整備を図る。	福祉課

#### (2) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等、特に母子家庭では不安定な就労や雇用条件の悪い就労を強いられる場合も多く、経済的な困難を抱える家庭が少なくありません。このような家庭において、経済的な自立や安定を図るための自立支援を進めることが重要となってきます。また、経済的問題だけでなく、複合的な問題・悩みについて、関係機関と連携した相談体制の充実や支援を図っていただけるように取り組めます。

#### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	ひとり親家庭等への支援	民生委員・児童委員等、関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭等に対する支援情報の提供や相談体制の充実に努め、施策の利用等について周知と啓発を図り、保護者の自立を援助する。	福祉課 こども未来課 教育課 住民課

### (3) マイノリティの方々への支援

多様な生き方が尊重され、その人らしく生きられることは、男女共同参画社会において重要であり、多様な性のあり方や国籍・民族等が異なる人々の文化的な違い等について正しく理解することが必要です。

LGBT等の性的マイノリティの方々は、性的指向や性同一性障害に対する社会の偏見や差別により生活上困難な状況に置かれることがあるため、差別や偏見のない社会を実現するための正しい知識や情報の提供及び周知啓発に取り組めます。

また、誰もが充実した生活を送ることができるよう、国際化社会となつてはいるものの、本町ではマイノリティである地域で共に暮らす在住外国人と、お互いが言葉や習慣・文化的な違いを認め合い、地域社会の構成員として共生していけるよう、あわせて啓発活動を進めます。

### 【具体的施策】

No.	施策	施策内容	関係課
1	性的マイノリティの方々への理解促進	性的指向や性同一性障害に対する偏見や差別を解消していけるように、男女共同参画や人権の観点から性的マイノリティへの理解が進むような広報・啓発活動を推進する。	企画課
2	在住外国人への支援の充実	在住外国人が安心して生活できるように、多言語化対応を進めるとともに、日本語学習への支援も図る。	総務課 教育課
3	多文化共生への理解促進と多文化共生社会の実現	在住外国人との交流等を通じ、国籍や民族等が異なる人々の文化的な違いを認め、お互いが地域社会の構成員として理解し合い共生していけるよう、多文化共生社会や国際化社会に対する周知啓発を促進する。	総務課



## 第4章 計画推進に向けた指標

## 第4章 計画推進に向けた指標

### I 男女共同参画を進める「意識づくり」

管理指標	平成 30 年度 (2018 年度) 策定時	令和 11 年度 (2029 年度) 目標値	担当課
★「男女共同参画社会」という言葉の周知度	59.7%	100%	企画課
★「社会全体で」平等であると答える人の割合	20.5% (男性 25.9%) (女性 15.3%)	男女とも 70%	企画課
「男女共同参画」に焦点をあてた講演会の開催回数	H30.9.2 1回開催	2年に1回	企画課

### II 男女共同参画を進める「人材・環境づくり」

管理指標	平成 30 年度 (2018 年度) 策定時	令和 11 年度 (2029 年度) 目標値	担当課
審議会における女性の登用率	15.4%	19.8%	全課
★「職場で」平等であると答える人の割合	33.4% (男性 36.4%) (女性 30.6%)	男女とも 70%	企画課
★「家庭生活で」平等であると答える人の割合	40.3% (男性 51.2%) (女性 31.1%)	男女とも 70%	企画課
★「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の周知度	39.5%	80%	企画課

### Ⅲ 誰もが安心して豊かに暮らせる「社会づくり」

管理指標	平成 30 年度 (2018 年度) 策定時	令和 11 年度 (2029 年度) 目標値	担当課
★「DV」という言葉の周知度	88.8%	100%	企画課
★(※1) セクハラによる不快な思いをした人の割合	6.9% (191/2,776)	0%	企画課
がん検診の受診率	胃がん 17.4% 肺がん 12.4% 大腸がん 14.0% 子宮頸がん 18.4% 乳がん 19.5%	胃がん 20.0% 肺がん 20.0% 大腸がん 20.0% 子宮頸がん 21.0% 乳がん 21.0%	福祉課
★「性的マイノリティ」という言葉の周知度	57.3%	100%	企画課

★ …平成 30 年度（2018 年度）実施、串本町男女共同参画に関するアンケート調査より

※1 …町民アンケートにおける下記設問の「各項目延べ数/全項目延べ数」により算出

最近5年間で、職場や学校、地域などで、以下のセクハラと思われる行為をされてあなた自身が不快な思いをした、あるいは周囲の人が不快な思いをしたことがありますか。(項目ごとに○をひとつ)

	ある	ない
①不必要に体を触られた	1	2
②体をじろじろ見られた	1	2
③交際や性的関係を迫られた	1	2
④性的なうわさを流された	1	2
⑤しつこくつきまとわれた	1	2
⑥宴会でのお酌やデュエットの強要	1	2
⑦年齢や容姿のことでの不愉快な発言や冗談	1	2
⑧性的な冗談や会話につきあわされた	1	2



## 資料編

## 串本町男女共同参画推進懇話会委員名簿

任 期：2019年5月27日～2021年5月26日

職 名	氏 名	所属等 ※
会 長	鈴木 美幸	南紀串本観光協会
副会長	山口 佳代	串本町商工会女性部長
委 員	生熊 渚	女性活躍企業同盟 参加企業
委 員	伊藤 暢子	女性活躍企業同盟 参加企業
委 員	岩崎 ひろみ	特定非営利活動法人 あったカフェ
委 員	植松 豊子	人権委員
委 員	嶋本 勝信	女性活躍企業同盟 参加企業
委 員	宮本 歩	串本町商工会
委 員	和田 伸代	女性活躍企業同盟 参加企業

※委員は五十音順 敬称略 所属情報は2019年度現在

## 串本町男女共同参画基本計画策定経過

実施時期	内 容 等
平成30年6月	男女共同参画推進委員会 第1回推進会議開催
8月～9月	男女共同参画に関する町民アンケート調査実施
平成31年1月	男女共同参画推進委員会 第2回推進会議開催
2月	男女共同参画推進委員会 第3回推進会議開催
令和元年5月	男女共同参画推進懇話会 第1回会議開催
7月	各課ヒアリングの実施
9月	男女共同参画推進委員会 第4回推進会議開催
10月	男女共同参画推進懇話会 第2回会議開催

## 男女共同参画社会基本法

[平成十一年六月二十三日法律第七十八号]

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。



(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るた

め、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務) 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者  
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。  
3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。  
4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に

対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

〔平成二十七年九月四日法律第六十四号〕

### 目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われな

ればならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

#### （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規

定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数

値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### (基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

#### (委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条

の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長

又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に

関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融

公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者



4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則

を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三

十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

〔平成十三年四月十三日法律三十一号〕

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消さ

れた場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる

## 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在

する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。

この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条

第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことそ

の他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項にお



いて「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについて

は、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて運用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附則〔抄〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### （検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附則〔平成十六年法律第六十四号〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第

十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

#### （検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

### 附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

#### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### 附則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定  
平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定  
公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

## 串本町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成 31 年 4 月 25 日  
告示第 56 号

(目的)

第 1 条 串本町における男女共同参画推進に当たり、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)に基づく男女共同参画社会の形成に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、串本町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 串本町男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 基本計画の策定に係る諸施策の協議及び総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第 4 条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(庁内連絡部会)

第 6 条 委員会に、第 2 条の所掌事務を遂行するための庁内連絡部会(以下「部会」という。)を設置する。

- 2 部会は、各課職員で組織し、町長が任命する。
- 3 部会に部長を置き、前項により任命された職員の互選によって定める。
- 4 部会は、部長が必要に応じて招集し、その運営に当たる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(補足)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

副町長
総務課長
住民課長
福祉課長
こども未来課長
産業課長
消防長
教育次長
くしもと町立病院事務長

## 串本町男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成 31 年 3 月 18 日  
告示第 16 号

(設置)

第 1 条 串本町の男女共同参画推進に当たり、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)に基づく串本町男女共同参画基本計画を推進していく上で、幅広い意見を聴取するため、串本町男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会推進のための計画策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のほか適当と認められる者の中から町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 懇話会には、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報酬)

第 8 条 委員の報酬は、串本町非常勤の職員等の報酬に関する条例(平成 17 年串本町条例第 34 号)に定めるところによる。

(庶務)

第 9 条 懇話会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第 10 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。





## 串本町男女共同参画基本計画

発行年月 令和2年3月  
発行 和歌山県串本町  
編集 和歌山県串本町企画課

〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町串本1800  
電話:0735-62-0556 FAX:0735-62-6970